

III. 前期基本計画 2025－2029

1. 総合計画 2025 の施策体系図
2. 計画の進行管理
3. 重点施策：
第3次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略
4. 分野別計画

1. 総合計画2025の施策体系図

基本構想 2025年～2034年(10年間)			前期基本計画 2025年～2029年(5年間)		総合戦略の 位置づけ※
基本 理念	将来 都市像	まちづくりのテーマ	施策の大綱	前期基本計画期間の取組	
ふるさとを守り育て、 活力や文化の薫りに満ち、 心安らぐまちづくりを、 市民と行政の協働により 進めます。	緑豊かに心豊かに健やかに ともに支えあい安心して暮らせる八街	 一の街 めざします！ 便利で快適な街 (都市基盤整備分野)	1.秩序ある土地利用	111.適正な土地利用の推進	まち
				112.中心市街地の整備	
				113.都市計画道路の整備	まち
			2.住環境の充実	121.住宅施策の推進	ひと
				122.公園・緑地の整備	活躍
			3.道路の体系的整備	131.道路の整備	まち
				132.道路の適切な管理	
			4.移動を支える公共交通の充実	141.鉄道の利便性向上	
				142.市内公共交通の利便性向上	まち
		 二の街 めざします！ 安全で安心な街 (防災・消防・安全分野)	1.交通安全の推進	211.交通安全意識の向上	まち
				212.交通安全環境の充実	
			2.消防・救急体制の充実	221.消防・救急体制の充実	
				222.消防団活動の充実	まち
			3.防災体制の充実	231.災害応急対策の推進	まち
			4.防犯施策の充実	241.防犯意識の向上と防犯施設の充実	まち
		 三の街 めざします！ 豊かな自然と活気あふれる街 (産業・経済・環境分野)	1.時代に即した農業の振興	311.農業基盤の整備	しごと
				312.担い手の確保・育成	しごと
				313.農業の活性化	しごと
			2.まちの活力を生む商工業の推進	321.商工業の振興	しごと
				322.就労・雇用の促進	しごと
				323.消費者行政の充実	まち
			3.まちに賑わいをもたらす産業の振興	331.地域産業の競争力強化	ひと
				332.観光の振興及び地域経済の活性化	ひと
			4.環境保全の推進	341.環境保全・衛生対策の充実	
				342.地球温暖化対策の推進	
		 四の街 めざします！ 健やかに成長できる街 (保健・医療・子育て分野)	1.生涯にわたる健康づくり	411.健康づくりの推進	活躍
				412.地域医療体制の推進	活躍
			2.笑顔あふれる子育てへの支援	421.子ども自身の育ちへの支援	活躍
				422.子育て家庭と親の育ちへの支援	活躍

基本構想 2025年～2034年(10年間)			前期基本計画 2025年～2029年(5年間)		総合戦略の 位置づけ※
基本 理念	将来 都市像	まちづくりのテーマ	施策の大綱	前期基本計画期間の取組	
ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます。	緑豊かに心豊かに健やかに ともに支えあい安心して暮らせる八街	 五の街 めざします！ 心の豊かさを感じる街 (文化・教育・学習分野)	1.こどもの教育環境の充実	511.適正な教育環境の整備	活躍
			2.学校教育の充実	521.学校教育の充実	活躍
			3.青少年の健全育成	531.青少年健全育成事業の推進	活躍
			4.生涯学習の推進	541.生涯学習の推進	ひと
			5.生涯スポーツの推進	551.生涯スポーツの推進	ひと
			6.市民文化の創造と継承	561.芸術文化活動の促進	ひと
				562.文化財の保護・継承	ひと
		 六の街 めざします！ 思いやりにあふれる街 (福祉分野)	1.地域で支えあう福祉の推進	611.地域福祉の推進	
				612.生活の安定・自立への支援	
			2.生きがいに満ちた高齢者福祉の充実	621.社会参加と生きがいづくりの支援	活躍
				622.介護保険サービスの充実	
			3.ぬくもりのある障がい者福祉の充実	623.地域包括ケアシステムの推進	活躍
				631.自立と社会参加の促進	しごと 活躍
		 七の街 めざします！ 市民に寄り添うやさしい街 (市民サービス分野)	1.窓口サービスの充実	711.窓口サービスの向上	まち
				721.医療保険制度の適正な運営	活躍
			2.医療保険・国民年金事業の適正な運営	722.国民年金制度の推進	
			3.納税の促進	731.納税の促進	
		 八の街 めざします！ ともにつくる持続可能な街 (協働・自治・行財政分野)	1.協働と地域自治の推進	811.協働と地域自治の推進	まち
				821.男女共同参画の推進	活躍
			2.多様性の尊重	822.国際交流・多文化共生の推進	
				823.多様性意識の醸成	
			3.市民と行政の情報の共有	831.広報・広聴の充実	ひと
			4.電子自治体の推進	841.電子自治体の推進	
			5.市の魅力発信	851.シティプロモーションの推進	ひと 活躍
			6.持続可能な行財政運営	861.効果的で効率的な行財政運営の推進	まち
				862.適正な定員管理と職員・組織力の強化	
				863.公共施設等の適正管理及び有効活用の推進	
				864.広域行政の推進	まち

※第3次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の位置づけ			
まち	基本目標1	人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり【まち分野】	
ひと	基本目標2	「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり【ひと分野】	
しごと	基本目標3	人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり【しごと分野】	
活躍	基本目標4	結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍するまちづくり【活躍分野】	

2. 計画の進行管理

2-1. 行財政システムの構築

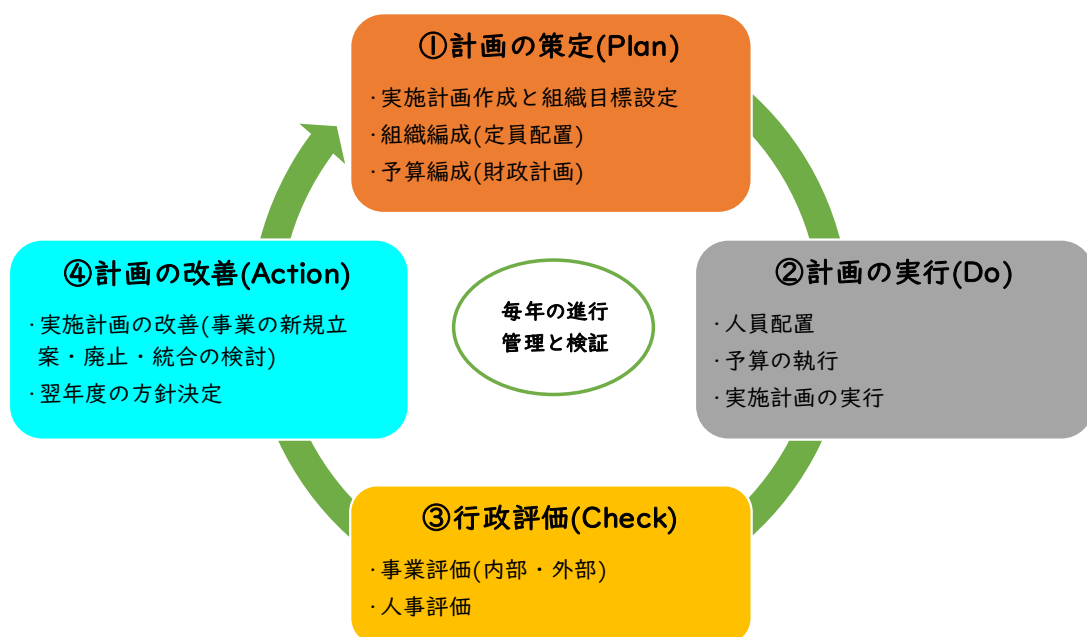
基本計画の実施結果を毎年、検証・評価することで進行管理します。その結果や成果を関係部署などで共有し、予算編成（財政計画）と組織編成（定員配置）を連動させる仕組みである「行財政システム」を構築することで、基本計画の着実な推進を図ります。

2-2. PDCAマネジメントサイクルによる進行管理

本市がめざす将来都市像「緑豊かに心豊かに健やかに」とともに支えあい安心して暮らせる八街」の実現のためには、基本計画の実効性を担保する適切な進行管理が必要です。また、進行管理に当たっては、計画と予算、組織が連動した行財政システムの手法を活用した「①計画の策定（Plan）—②計画の実行（Do）—③行政評価（Check）—④計画の改善（Action）」のマネジメントサイクルを実践することが重要です。事業単位と計画全体それぞれをPDCAマネジメントサイクルの考えに基づいて進行管理を行うことにより、市民サービスの向上を図るとともに、効率的で効果的な行財政運営を推進します。

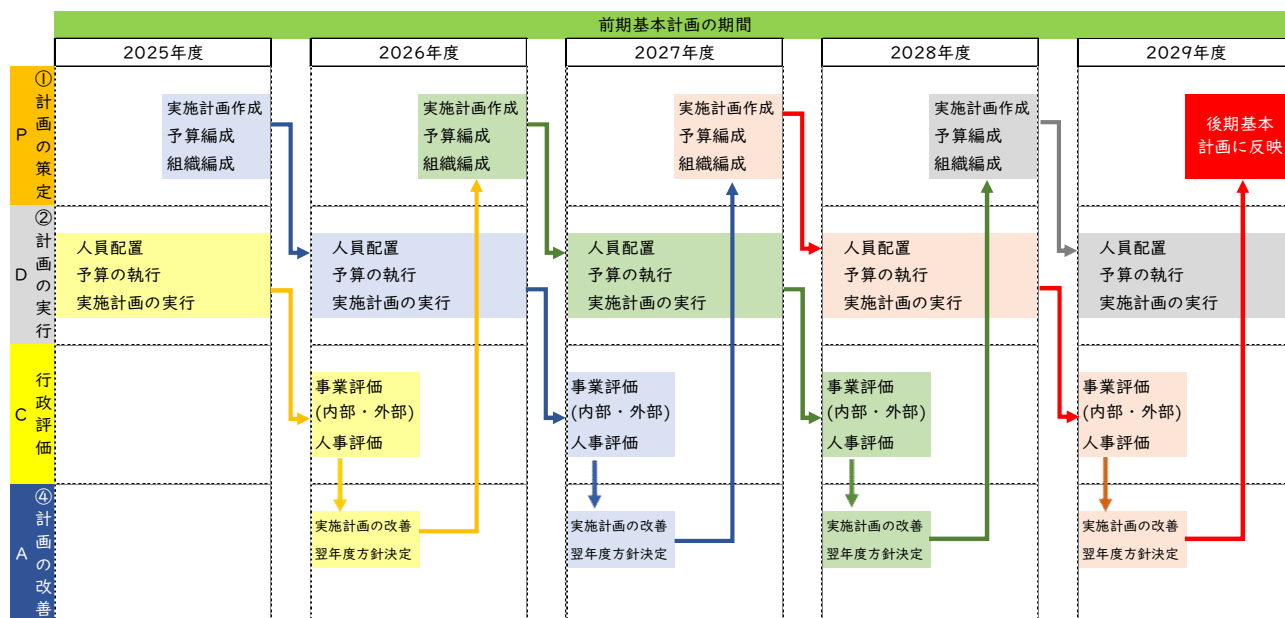
なお、総合計画の進行管理に当たっては、施策の指標とその目標値である「KPI」、「めざそう値」をモノサシとしてその達成度を測るとともに、評価の妥当性や客観性を確保するため、組織内部の評価だけでなく外部の視点からの評価（外部評価）を実施します。

行財政システムの手法を活用したPDCAマネジメントサイクル



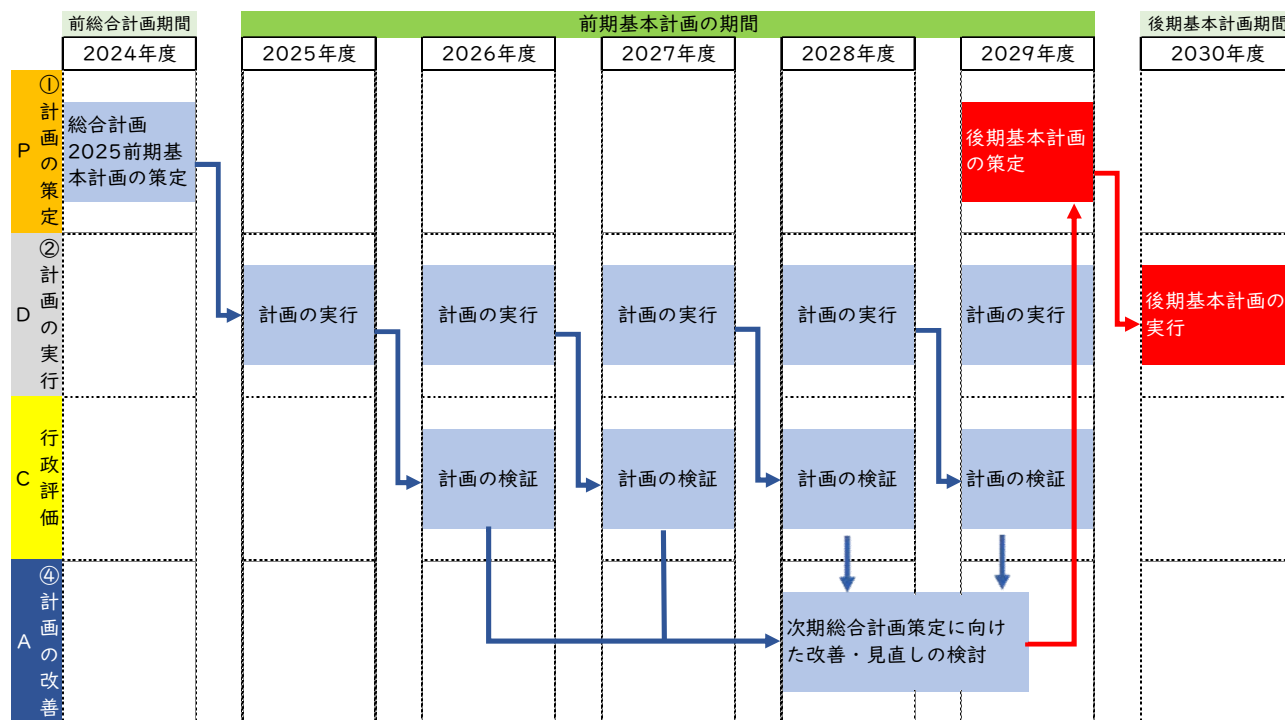
事業単位の進行管理

実施計画を基本として、基本計画の進行管理と予算編成及び組織編成の連動を図るとともに、行政評価（事業評価（内部・外部）、人事評価）の手法を活用した検証により、実施計画を改善・見直しし、翌年度以降の方針を決定するPDCAサイクルの構築を図ります。



計画全体の進行管理

事業単位の進行管理を基本として、施策単位での行政評価を活用した検証結果に基づき、次期総合計画を策定します。



3. 重点施策：第3次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略

3-1. 総合戦略の目的

国は、人口減少・少子高齢化・産業空洞化という社会課題に対して、デジタルの力を活用して解決を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現のため、地方創生を目的とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2022年（令和4年）12月に2023年度（令和5年度）を初年度する5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

地方公共団体は、「まち・ひと・しごと創生法」の規定により、国及び都道府県の総合戦略を勘案して地方版総合戦略を定めるよう努めなければならないとされており、本市では、2020年度（令和2年度）を初年度とした5か年の「第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、進展が懸念される人口減少問題や地域経済衰退問題の打開、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、各種施策の推進及び効果の検証に取り組んできました。

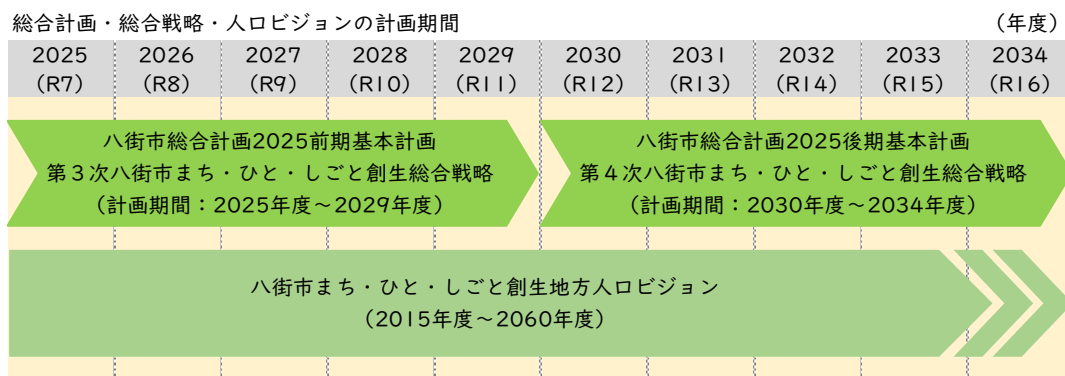
このような状況を踏まえ、国及び千葉県が策定する総合戦略を勘案しながら、市の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、「第3次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

3-2. 策定の位置づけ(八街市総合計画 2025 前期基本計画との関係)

総合戦略は人口減少克服、地方創生に焦点化した計画であり、これらに関する施策は総合計画においても重点的に取り組む必要があるため、総合計画における重点施策を総合戦略として位置づけ、一体的に策定します。

3-3. 計画期間

前期基本計画期間と同じ2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。



3-4. 第2次八街市まち・ひと・しごと総合戦略の取組状況

「第2次八街市まち・ひと・しごと総合戦略」において、設定した指標の達成状況を調査したところ、2023年度（令和5年度）現在で全35指標のうち、「A：達成」が8指標（23%）、「B：向上未達」が6指標（17%）、「C：未達成」が21指標（60%）であり、参加者数等を指標とした施策も多く、コロナ禍による影響を受けたと思われる結果となっています。

目標	指標の名称		計画策定時 (2018年度)	目標値 (2024年度)	実績値 (2023年度)	評価
基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり	数値目標	合計特殊出生率	1.07	ノ	0.91	C：未達成
		65歳における平均自立期間	男性16.47年 女性19.16年	ノ	男性17.19年 女性20.13年	A：達成
	KPI	結婚を希望する若者への出会いの場の提供件数（累計）	－	累計5件	累計2件	B：向上未達
		保育所待機児童数	44人	0人	83人	C：未達成
		子育て支援センター利用者数	5,611人	6,725人	1,855人	C：未達成
		全国学力学習状況調査との比較（全国平均を100として算出）	87	100	89	B：向上未達
		特定健康診査受診率	35.0%	60.0%	30.3%	C：未達成
		シニアクラブ参加人数	1,495人	1,800人	1,136人	C：未達成
		つくし園利用者数	1,561人	1,603人	569人	C：未達成
		「男女共同参画の推進」に関する市民満足度	11.5%	ノ	10.6%	C：未達成
基本目標2 「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり	数値目標	人口の社会増減(転入・転出数の差)	▲617人	ノ	269人	A：達成
		年間観光入込客数	160,827人	215,520人	176,051人	B：向上未達
	KPI	郷土資料館の来館者数	2,751人	3,000人	3,542人	A：達成
		スポーツイベントの開催数	15回	→	54回	A：達成
		文化芸術団体・芸術作家との共催事業への参加者数	1,267人	1,357人	898人	C：未達成
		交流イベントの参加日数	65日	→	40日	C：未達成
		農業体験ツアー参加者数	168人	170人	132人	C：未達成
		シティセールスの実施回数(特産品PR・移住定住相談会)	66日	→	41日	C：未達成
		八街市公式SNSのフォロワー数	－	2,500人	2,000人	C：未達成
基本目標3 人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり	数値目標	起業する法人の年間件数	70件	ノ	52件	C：未達成
		農業産出額	2,310千万円	ノ	1,669千万円	C：未達成
	KPI	認定農業者数	220人	230人	140人	C：未達成
		「ジョブ・ナビやちまた」の情報発信件数	325件	→	458件	A：達成
		八街商工会議所の会員数	1,503人	1,585人	1,462人	C：未達成
		6次産業化への支援件数（累計）	3件	9件	2件	C：未達成
基本目標4 人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり	数値目標	ボランティア登録人数	717人	840人	1,038人	A：達成
		自主防災組織設立数	20団体	45団体	30団体	B：向上未達
		自主防犯組織設立数	14団体	16団体	14団体	C：未達成
	KPI	人口10,000人当たりの交通事故発生件数	34.6人	30.1人	31.5件	B：向上未達
		消防団員数	411人	438人	338人	C：未達成
		市民サポーター事業の参加者数(団体数)	2,474人 (59団体)	2,600人 (71団体)	1,100人 (52団体)	C：未達成
		区の加入率	46.1%	52.0%	39.1%	C：未達成
		経常収支比率	95.5%	90.0%	94.8% (2022年度)	B：向上未達
		1日当たりのふれあいバスの平均乗降客数	275人	288人	299人	A：達成
		住民票が交付できる場所の数	3か所	40か所	全国のキヨスク端末のある場所	A：達成

3-5. 基本目標

本市の実情を踏まえ、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び千葉県の「千葉県地方創生総合戦略～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～」に基づき、第2次の基本目標を維持しつつ、国の示す新たな視点を踏まえた基本目標として次のとおり設定します。

まち	基本目標1	人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり【まち分野】	デジタル技術の活用
ひと	基本目標2	「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり【ひと分野】	
しごと	基本目標3	人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり【しごと分野】	
活躍	基本目標4	結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍するまちづくり【活躍分野】	

3-6. デジタル技術の活用

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化していくこととしており、デジタル実装の基礎条件整備として、デジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残されないための取組を推進することとしています。

デジタル技術の活用について、本市では基本目標の達成に向けて取り組むそれぞれの施策において、「八街市DX推進計画」に基づき、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 市民の利便性向上

- 行政手続のオンライン化
- 公共施設予約のオンライン化
- キャッシュレス決済の拡充
- マイナンバーカードの普及促進

基本方針2 行政事務の効率化

- 基幹系情報システムの標準化・共通化
- ペーパーレスの促進
- RPAⁱ・AI-OCRⁱⁱの利用推進
- セキュリティ対策の強化
- テレワークの推進
- DX人材の確保・育成

基本方針3 地域社会の活性化

- 地域社会のデジタル化
- デジタルデバイドⁱⁱⁱ対策
- オープンデータ^{iv}の推進

ⁱロボットによる業務の自動化のこと。

ⁱⁱAI技術を用いて、手書きや印刷された文字をデジタルの文字コードに変換する技術のこと。

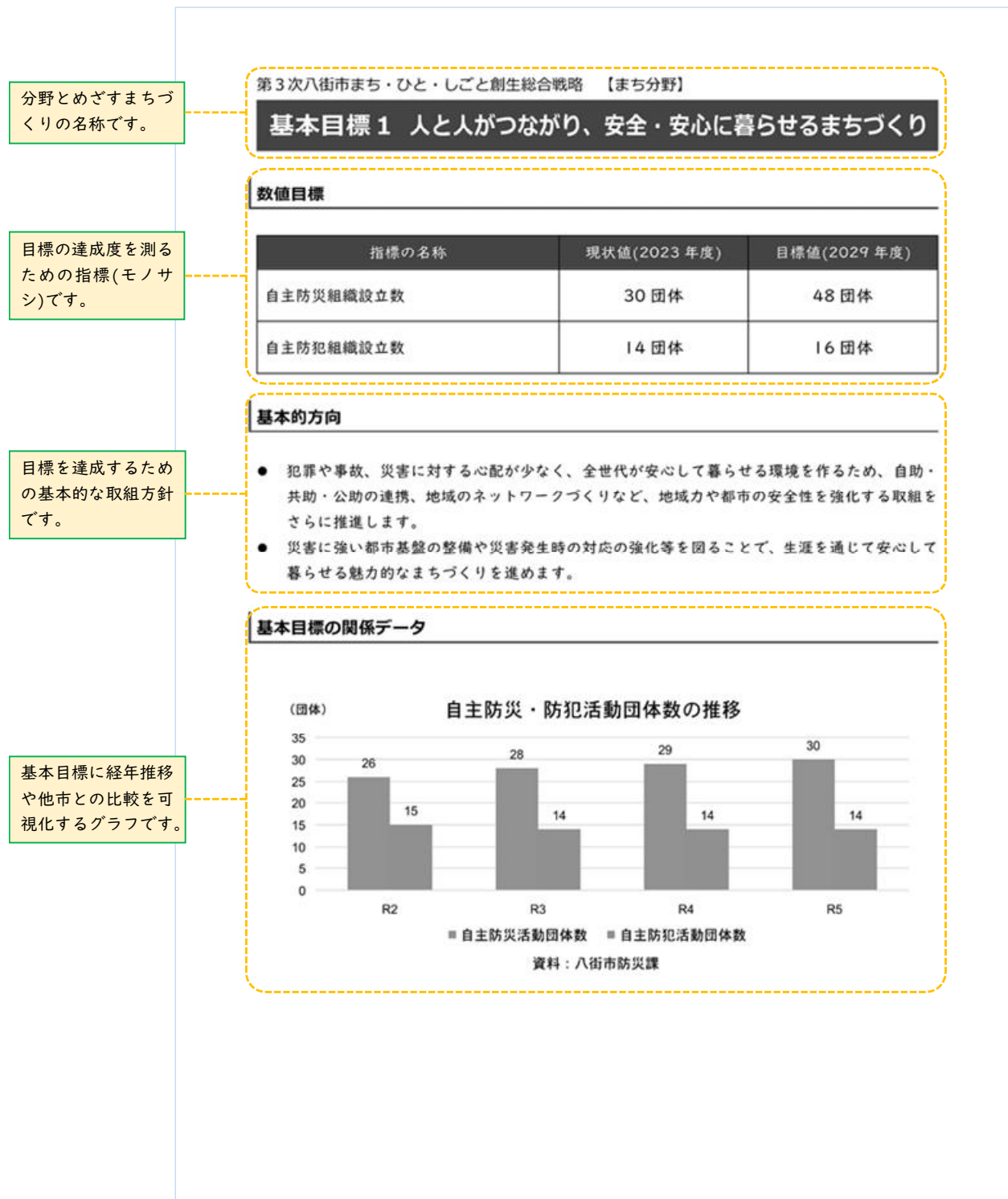
ⁱⁱⁱ情報通信技術利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

^{iv}行政機関などが保有する公共データを機械判読に適したデータ形式で、かつ誰もが二次利用を可能とするルールによって公開されたデータ。

I	總論
II	基本構想
III	前期基本計画
IV	資料編

3-7. 総合戦略の基本目標に基づく分野別計画

分野別計画の見方



具体的な施策

1 安全・安心なまちづくりの推進

重点施策	NO.211	交通安全意識の向上	NO.222	消防団活動の充実
	NO.231	災害応急対策の推進	NO.241	防犯意識の向上と防犯施設の充実
	NO.323	消費者行政の充実		
方針	こどもから高齢者まですべての人が安全に安心して暮らすため、様々な活動主体と行政の協働による地域安全ネットワークの形成を図ります。			
主な事業	- 交通安全運動の推進 - 八街市消防団の運営 - 女性消防班の活動支援 - 自主防災組織の設立・活動支援 - 避難所の強靱化 - 防犯ボックスの運営 - 自主防犯組織の設立・活動支援 - 消費生活センターの充実			

2 協働・自治のまちづくりの推進

重点施策	NO.811	協働と地域自治の推進		
方針	市民が主役のまちづくりを推進するため、様々な主体との連携・協働を推進するとともに、市民の主体的な活動を支援します。			
主な事業	- 情報共有の推進 - 地域資源の活用 - 地域自治の推進 - 行政参加の推進 - 地域課題に取り組む人材の育成 - 庁内体制の整備			

3 持続可能で快適なまちづくりの推進

重点施策	NO.111	適正な土地利用の推進	NO.113	都市計画道路の整備
	NO.131	道路の整備	NO.142	市内公共交通の利便性向上
	NO.711	窓口サービスの向上	NO.861	効果的で効率的な行財政運営の推進
	NO.864	広域行政の推進		
方針	良好な都市空間の形成及び窓口サービスの向上を図り、地域経営の視点を取り入れることで、次世代に引き継げる持続可能なまちづくりに努めます。			
主な事業	- 都市計画マスタープランの進行管理 - 都市計画道路整備事業の推進 - 国・県道の整備要請 - 道路及び交差点改良事業の推進 - ふれあいバス運行事業の推進 - 持続可能な公共交通ネットワークの構築 - 窓口サービスの向上 - I C Tやマイナンバーカードなどの活用 - 総合計画の進行管理 - 行財政改革プランの進行管理 - 行政評価の推進 - 共同処理による事務の効率化			

重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値(2023年度)	目標値(2029年度)
人口10,000人当たりの交通事故発生件数	31.5件	21.1件
消防団員数	338人	385人
ボランティア登録人数	1,038人	↗
市民サポーター事業の参加者数(団体数)	1,100人(52団体)	↗
区の加入率	39.1%	↗
経常収支比率	94.8%(2022年度)	現状値△2%
1日当たりのふれあいバスの平均乗降客数	299人	317人

I 総論
II 基本構想
III 前期基本計画
IV 資料編

基本的方向に基づいて実施する具体的な施策と関連する基本計画における重点施策、その取組方針と主な事業を記載しています。

具体的な施策の達成度を測るための指標(モノサシ)です。
Key Performance Indicatorの略です。

基本目標 1 人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり

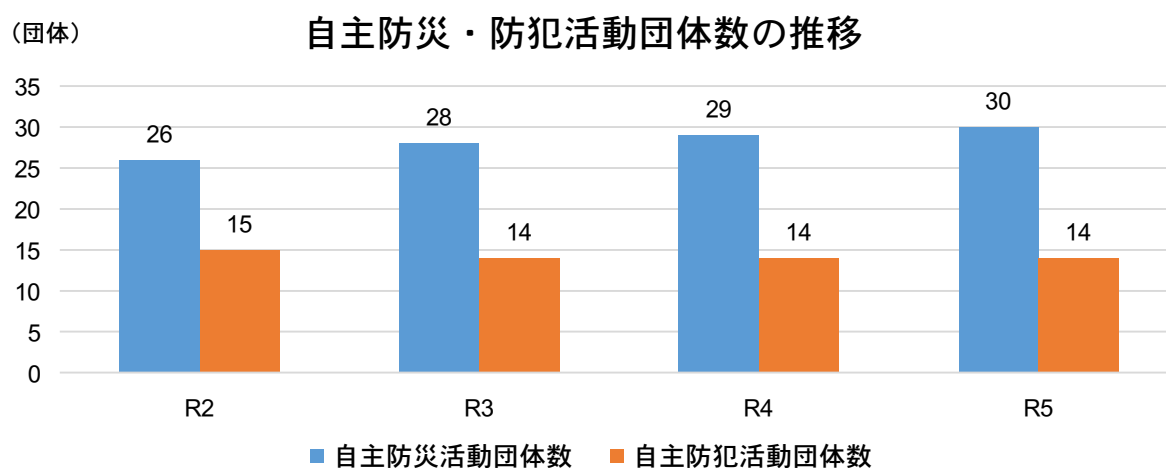
数値目標

指標の名称	現状値(2023 年度)	目標値(2029 年度)
自主防災組織設立数	30 団体	48 団体
自主防犯組織設立数	14 団体	16 団体

基本的方向

- 犯罪や事故、災害に対する心配が少なく、全世代が安心して暮らせる環境を作るため、自助・共助・公助の連携、地域のネットワークづくりなど、地域力や都市の安全性を強化する取組をさらに推進します。
- 災害に強い都市基盤の整備や災害発生時の対応の強化等を図ることで、生涯を通じて安心して暮らせる魅力的なまちづくりを進めます。

基本目標の関係データ



資料：八街市防災課

具体的な施策

1 安全・安心なまちづくりの推進

重点施策	NO.211	交通安全意識の向上	NO.222	消防団活動の充実
	NO.231	災害応急対策の推進	NO.241	防犯意識の向上と防犯施設の充実
	NO.323	消費者行政の充実		
方針	こどもから高齢者まで全ての人が安全に安心して暮らすため、様々な活動主体と行政の協働による地域安全ネットワークの形成を図ります。			
主な事業	● 交通安全運動の推進 ● 交通安全意識の向上 ● 自主防災組織の設立・活動支援 ● 避難所の強靱化 ● 自主防犯組織の設立・活動支援 ● 消費生活センターの充実 ● 八街市消防団の運営 ● 女性消防班の活動支援 ● 防犯ボックスの運営			

2 協働・自治のまちづくりの推進

重点施策	NO.811	協働と地域自治の推進		
方針	市民が主役のまちづくりを推進するため、様々な主体との連携・協働を推進するとともに、市民の主体的な活動を支援します。			
主な事業	● 情報共有の推進 ● 地域資源の活用 ● 地域自治の推進 ● 行政参加の推進 ● 地域課題に取り組む人材の育成 ● 庁内体制の整備			

3 持続可能で快適なまちづくりの推進

重点施策	NO.111	適正な土地利用の推進	NO.113	都市計画道路の整備
	NO.131	道路の整備	NO.142	市内公共交通の利便性向上
	NO.711	窓口サービスの向上	NO.861	効果的で効率的な行財政運営の推進
	NO.864	広域行政の推進		
方針	良好な都市空間の形成及び窓口サービスの向上を図り、地域経営の視点を取り入れることで、次世代に引き継げる持続可能なまちづくりに努めます。			
主な事業	● 都市計画マスタープランの進行管理 ● 国・県道の整備要請 ● ふれあいバス運行事業の推進 ● 窓口サービスの向上 ● 総合計画の進行管理 ● 行政評価の推進 ● 都市計画道路整備事業の推進 ● 道路及び交差点改良事業の推進 ● 持続可能な公共交通ネットワークの構築 ● I C Tやマイナンバーカードなどの活用 ● 行財政改革プランの進行管理 ● 共同処理による事務の効率化			

重要業績評価指標(K P I)

K P I	現状値(2023 年度)	目標値(2029 年度)
人口 10,000 人当たりの交通事故発生件数	31.5 件	21.1 件
消防団員数	338 人	385 人
ボランティア登録人数	1,038 人	↗
市民サポーター事業の参加者数(団体数)	1,100 人(52 団体)	↗
区の加入率	39.1%	↗
経常収支比率	94.8%(2022 年度)	現状値△2%
1 日当たりのふれあいバスの平均乗降客数	299 人	317 人

基本目標2 「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり

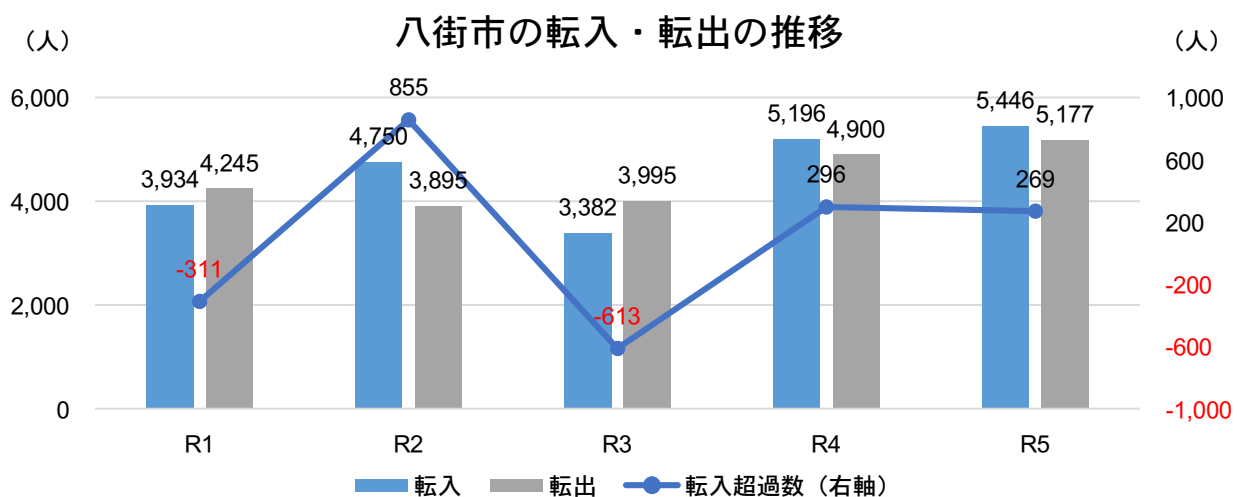
数値目標

指標の名称	現状値(2023 年度)	目標値(2029 年度)
人口の社会増減(転入・転出数の差)	269 人	↗
年間観光入込客数	176,051 人	228,870 人

基本的方向

- 豊かな自然環境と良好な生活環境が調和した「のどかさ」と「便利さ」が共存する本市の魅力を広く効果的に発信するとともに、移住定住者のニーズに応じる取組を進めることで、「住みたい」「住み続けたい」と感じるまちづくりに取り組みます。
- 本市を訪れるひとを増やすため、市の魅力を見つめ直し、磨き上げ、地域の力を最大限に生かした「やちまた」ブランドを確立し、「訪れたい」と感じるまちづくりに取り組みます。

基本目標の関係データ



具体的な施策

1 関係人口の創出・拡大

重点施策	NO.331	地域産業の競争力強化	NO.332	観光の振興及び地域経済の活性化
	NO.551	生涯スポーツの推進	NO.561	芸術文化活動の促進
方針	市民や地域、団体、企業など多様なつながりの機会の創出や様々なイベントの開催、観光資源を生かした観光振興により、交流活動が活発で活気あるまちづくりを推進します。			
主な事業	● 地域ブランド普及への支援 ● 農業を核とした観光の推進 ● 地域経済活性化の基盤整備 ● 関係団体や民間施設と連携した観光振興 ● スポーツイベントの充実 ● 芸術文化事業の充実			

2 交流拠点の機能強化

重点施策	NO.541	生涯学習の推進	NO.562	文化財の保護・継承
方針	中央公民館や図書館、郷土資料館の特性を生かし、人と人、地域と地域をつなぐ交流拠点としての機能を強化します。			
主な事業	● 社会教育施設の適切な管理 ● 郷土資料館の充実・再興			

3 移住・定住の促進

重点施策	NO.121	住宅施策の推進	NO.831	広報・広聴の充実
	NO.851	シティプロモーションの推進		
方針	住宅施策の促進やシティプロモーションの推進により、若者や子育て世代のU・I・Jターンを促進し、定住人口の増加を図ります。			
主な事業	● 住宅施策の推進 ● 空き家対策の促進 ● 広報活動の充実 ● 移住・定住の推進			

重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値(2023年度)	目標値(2029年度)
郷土資料館の来館者数・インターネット等による閲覧数	3,542人	4,106人
スポーツイベントの参加人数	2,576人	2,834人
芸術文化に関するイベントの参加者数	3,301人	3,800人
PRイベントの参加日数	40日	45日
農業体験観光ツアー参加者数	132人	150人
シティプロモーションの実施日数(特産品PR・移住定住相談会等)	41日	↗
公式ホームページに関する市民満足度	30.0%	50.0%

基本目標3 人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり

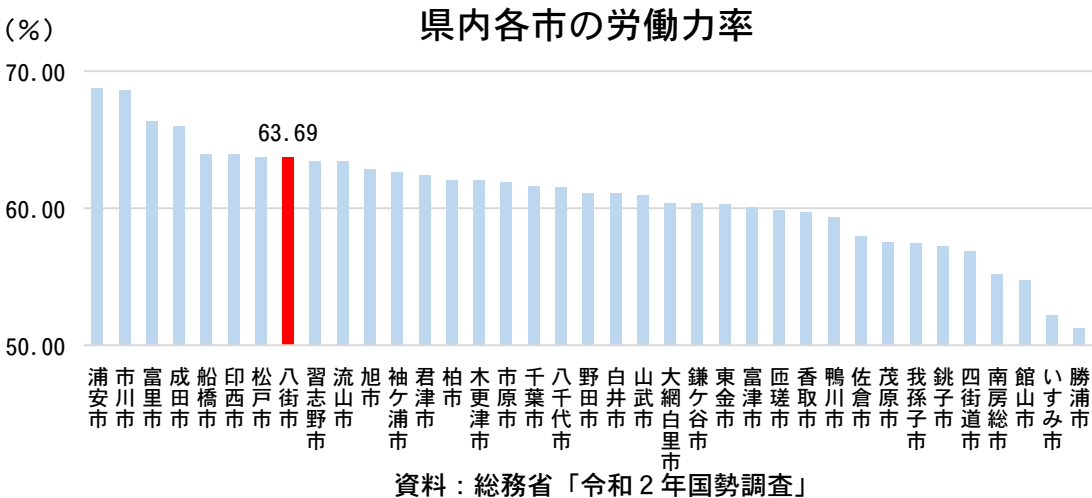
数値目標

指標の名称	現状値(2023 年度)	目標値(2029 年度)
起業する法人の年間件数	52 件	↗
農業産出額	1,669 千万円(2022 年)	1,774 千万円

基本的方向

- 本市の恵まれた気候環境と立地を生かし、農地の有効活用や農業の担い手育成など、基幹産業である農業の振興を図るとともに、特産品のブランド力を強化し、消費者にとっても生産者にとっても魅力ある産業の育成を推進します。
- 既存企業や起業家を対象とした相談支援体制の充実などの取組を通じて、地域経済の発展に欠かすことのできない地元中小企業への支援を行うほか、新たな働く場づくりとして企業誘致を推進します。また、成田国際空港の第三滑走路整備など、本市内外における新たな雇用創出の機会を生かします。
- 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが活躍できる社会づくりを推進します。

基本目標の関係データ



具体的な施策

1 人材育成・就労・雇用の促進

重点施策	NO.312	担い手の確保・育成	NO.322	就労・雇用の促進
	NO.631	自立と社会参加の促進		
方針	次世代に引き継ぐ農業をめざし、後継者への支援及び新規就農者の育成を推進します。また、関係機関との連携により、八街市に居住しながら就労・雇用できる環境づくりを促進するとともに、働く場づくりとして企業誘致を推進します。			
主な事業	● 新規就農者の確保・育成 ● 農業経営改善の支援 ● 農業後継者対策の推進 ● 企業誘致の推進 ● 就労支援サイトの管理運営 ● 関係機関との連携による就職セミナーの開催 ● シルバー人材センターの運営支援 ● 就労機会の拡充			

2 地域産業の活性化

重点施策	NO.311	農業基盤の整備	NO.313	農業の活性化
	NO.321	商工業の振興		
方針	関係機関と連携し、シティプロモーションとあわせ農業・商工業を振興するほか、経営基盤の安定化を図り、地域の特性を生かした地域産業の活性化を促進します。			
主な事業	● 優良農地化の推進 ● 土地改良事業の推進 ● 畜産業の振興支援 ● 6次産業化への支援 ● 商工会議所との連携 ● 起業への支援			

重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値(2023年度)	目標値(2029年度)
認定農業者数	140人	140人
「ジョブ・ナビやちまた」の情報発信件数	458件	518件
八街商工会議所の会員数	1,462人	1,487人
6次産業化への支援件数	2件	7件

基本目標4 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍するまちづくり

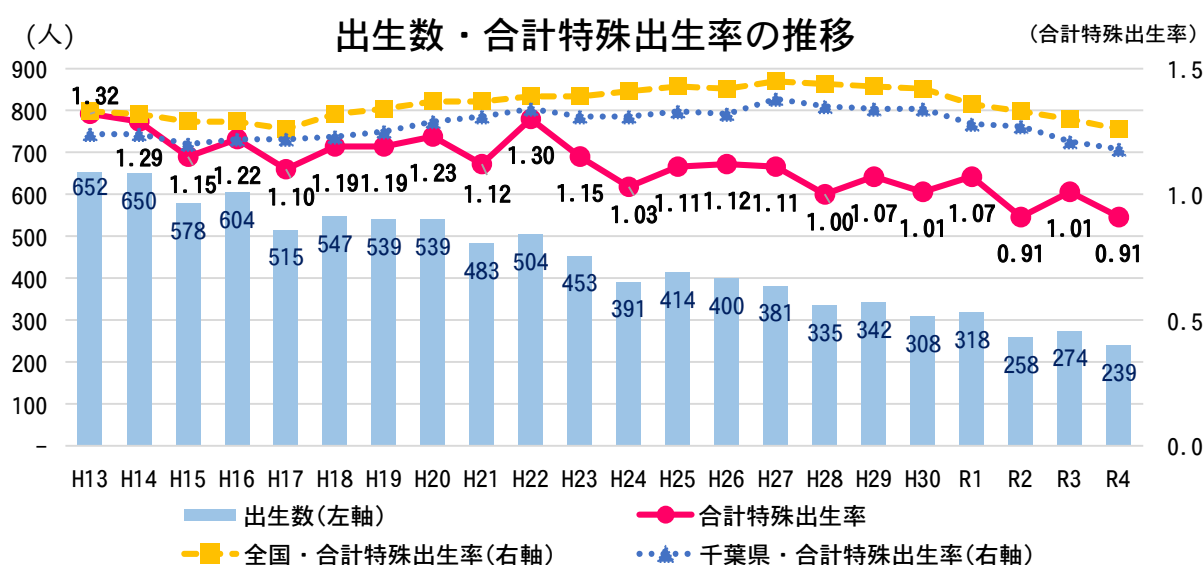
数値目標

指標の名称	現状値(2023 年度)	目標値(2029 年度)
合計特殊出生率	0.91 (2022 年度)	↗
65 歳における平均自立期間	男性 17.19 年 女性 20.13 年 (2019 年)	↗

基本的方向

- 地域や関係団体等と連携し、社会全体で子育て家庭を支える環境づくりを進めるとともに、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実を推進します。
- 次代を担うこどもたちが健やかに育つ環境を整備するため、変化の著しい社会の中で自らの力で生き抜く力を育む学校教育や個性に向き合ったきめ細かな教育の充実を推進します。
- 健康・福祉の取組を充実させるとともに、誰もが居場所と役割を持ち、健康的で活気ある生活を送ることができる環境を整えます。

基本目標の関係データ



具体的な施策

1 児童館を中核とした多世代交流の推進

重点施策	NO.122	公園・緑地の整備	NO.422	子育て家庭と親の育ちへの支援
	NO.621	社会参加と生きがいづくりの支援		
方針	児童館を中核として、近接する老人福祉センターや中央公園の特性を生かした多世代が交流する賑わいの創出を図ります。			
主な事業	● 公園・緑地の管理 ● 公園管理サポーター制度の推進 ● 公園施設の整備 ● 児童館の整備・充実 ● 生きがい活動の場の確保			

2 結婚への支援

重点施策	NO.851	シティプロモーションの推進		
方針	結婚を希望する若者への支援を実施することにより、若者の結婚及び本市への移住定住を促進します。			
主な事業	● 結婚を希望する若者への支援			

3 出産・子育てへの支援

重点施策	NO.411	健康づくりの推進	NO.421	こども自身の育ちへの支援
	NO.422	子育て家庭と親の育ちへの支援		
方針	安心してこどもを産み、育てることができるよう多様な利用者ニーズに即した保育サービスの充実、子育て世代の経済的負担の軽減や子育て情報の提供や相談の場づくりなど切れ目ない子育て支援サービスの充実を図ります。			
主な事業	● 健康教育・健康相談の推進 ● 子ども医療費助成の充実 ● 妊婦支援の充実 ● 保育サービスの推進 ● 市立保育園の計画的な管理運営 ● 認定こども園の運営支援 ● 小規模保育所の設立・運営支援 ● 子育て支援の推進			

4 教育・健全育成への支援

重点施策	NO.511	適正な教育環境の整備	NO.521	学校教育の充実
	NO.531	青少年健全育成事業の推進		
方針	こどもの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むため、一人一人の個性や能力に応じたきめ細やかな教育を推進するとともに、地域ぐるみでの青少年健全育成を図ります。			
主な事業	● 市立幼稚園の計画的な管理運営 ● 小中学校の計画的な管理運営 ● 幼小中高連携教育の推進 ● 基礎学力向上の推進 ● ICTを活用した教育の充実 ● 国際化など時代に即した教育の充実 ● 道徳教育・人権教育の推進 ● 地域ぐるみの青少年育成活動の推進			

5 全世代活躍のまちづくりの推進

重点施策	NO.411	健康づくりの推進	NO.412	地域医療体制の推進
	NO.621	社会参加と生きがいづくりの支援	NO.623	地域包括ケアシステムの推進
	NO.631	自立と社会参加の促進	NO.632	障がい者福祉サービスの充実
	NO.721	医療保険制度の適正な運営	NO.821	男女共同参画の推進
方針	誰もが心も体も健康でいきいきと生きがいを持ち、居場所と役割を持って活躍できるまちづくりを推進します。			
主な事業	● 健康づくりの推進 ● 各種がん検診・健康診査の推進 ● 印旛市郡小児初期急病診療所・成田市急病診療所の運営支援 ● 生きがい活動の充実 ● 支えあうための地域づくりの推進 ● 地域福祉活動の推進 ● 福祉サービスの充実 ● 特定健康診査・特定保健指導の推進 ● 男女共同参画社会の意識の醸成			

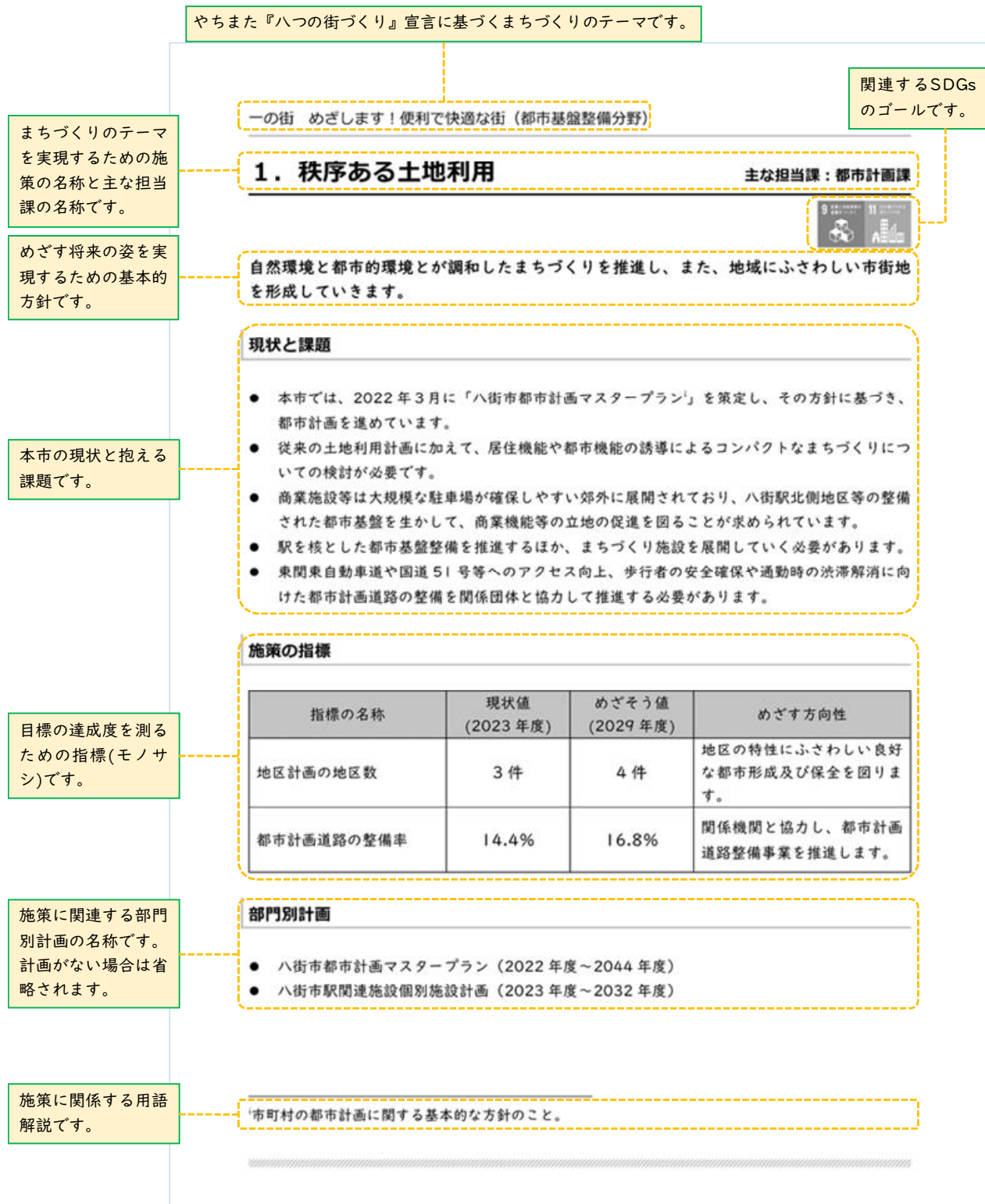
重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値(2023年度)	目標値(2029年度)
保育所待機児童数	83人	0人
子育て支援センター利用者数	1,841人	6,725人
平日学校以外で1時間以上勉強している中学校3年生の割合	56.8%	80.0%
特定健康診査受診率	30.3%	44.0%
老人福祉センター・南部老人憩いの家利用者数	19,520人	19,820人
障害福祉サービスを活用した延べ利用人数	16,696人	24,878人
審議会などにおける女性委員の割合	19.7%	28.0%

I	總論
II	基本構想
III	前期基本計画
IV	資料編

4. やちまた『八つの街づくり』宣言に基づく分野別計画

分野別計画の見方



行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.111	適正な土地利用の推進	まち
方 針	都市計画マスタープラン及び宅地開発指導要綱などにより、秩序ある土地利用を図ります。		
主な事業	● 都市計画マスタープランの進行管理 ● 適切な開発行為の誘導		
施 策	NO.112	中心市街地の整備	
方 針	駅を核とした中心市街地の整備を推進します。		
主な事業	● 駅周辺施設の適切な整備や維持管理		
施 策	NO.113	都市計画道路の整備	まち
方 針	都市計画道路の整備を推進します。		
主な事業	● 都市計画道路整備事業の推進		

総合戦略施策（重点施策）である場合、該当分野のマークが表記されます。

課題解決のために、前期基本計画期間において取り組む具体的な施策とその方針、主な事業を記載しています。

市民・地域ができること

- 市街地形成や土地利用に関する関心を高める。
- 駅周辺施設の適切な利用に努める。
- 都市計画道路整備への理解と協力に努める。

課題解決のために、市民の皆様や、地域で取り組むことができることを記載しています。



J R 有明駅橋上駅舎及び自由通路

施策内容に関連する画像です。



一の街 めざします！便利で快適な街 (都市基盤整備分野)



- 良好な都市空間が形成されている、住んでよかったと思える街
- 市民生活の利便性を支える交通ネットワークの充実した、全ての人にとってやさしい街

施策の大綱

1. 秩序ある土地利用
2. 住環境の充実
3. 道路の体系的整備
4. 移動を支える公共交通の充実
5. 持続可能な下水道事業の推進
6. 持続可能な上水道事業の推進

1. 秩序ある土地利用

主な担当課：都市計画課



自然環境と都市的環境とが調和したまちづくりを推進し、また、地域にふさわしい市街地を形成していきます。

現状と課題

- 本市では、2022年3月に「八街市都市計画マスタープラン」を策定し、その方針に基づき、都市計画を進めています。
- 従来の土地利用計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりについての検討が必要です。
- 商業施設等は大規模な駐車場が確保しやすい郊外に展開されており、八街駅北側地区等の整備された都市基盤を生かして、商業機能等の立地の促進を図ることが求められています。
- 駅を核とした都市基盤整備を推進するほか、まちづくり施設を展開していく必要があります。
- 東関東自動車道や国道51号等へのアクセス向上、歩行者の安全確保や通勤時の渋滞解消に向けた都市計画道路の整備を関係団体と協力して推進する必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
地区計画の地区数	3件	4件	地区の特性にふさわしい良好な都市形成及び保全を図ります。
都市計画道路の整備率	14.4%	16.8%	関係機関と協力し、都市計画道路整備事業を推進します。

部門別計画

- 八街市都市計画マスタープラン（2022年度～2044年度）
- 八街市駅関連施設個別施設計画（2023年度～2032年度）

ⁱ市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.111	適正な土地利用の推進	まち
方 針	都市計画マスタープラン及び宅地開発指導要綱などにより、秩序ある土地利用を図ります。		
主な事業	● 都市計画マスタープランの進行管理 ● 適切な開発行為の誘導		

施 策	NO.112	中心市街地の整備
方 針	駅を核とした中心市街地の整備を推進します。	
主な事業	● 駅周辺施設の適切な整備や維持管理	

施 策	NO.113	都市計画道路の整備	まち
方 針	都市計画道路の整備を推進します。		
主な事業	● 都市計画道路整備事業の推進		

市民・地域ができること

- 市街地形成や土地利用に関する関心を高める。
- 駅周辺施設の適切な利用に努める。
- 都市計画道路整備への理解と協力に努める。



J R 青森駅橋上駅舎及び自由通路

2. 住環境の充実

主な担当課：都市計画課



定住を促進する質の高いゆとりある住宅の供給を誘導するとともに、良質な住宅、住宅地の整備・充実を図ります。また、魅力ある公園整備と公園管理の充実を図ります。

現状と課題

- 本市の空き家率（推計値）は2018年10月現在で12.9%と全国平均の13.6%に比べて低い水準となっていますが、管理不十分な空き家の増加が住環境だけでなく、安全面からも地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす社会問題となっています。
- 本市では、2023年3月現在で市営住宅を7か所、412戸を管理していますが、経年による老朽化から住宅の維持・修繕を優先的に実施しています。
- 地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図る必要があります。
- 公園は、市民の憩いの場であるとともに、避難所や市街地における緑地保全など様々な機能を有しています。本市では、都市公園13か所、児童遊園15か所を設置しています。
- 公園や緑地について、地域と一体となった活用を図るとともに、地域による自主管理や地域との連携による取組が必要です。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
倒壊のおそれのある空き家 解体件数	3件	5件	使途もなく危険な空き家の削減を図ります。
公園施設の改修率	54.0%	100%	都市公園施設のバリアフリー化により利用者の利便性向上を図ります。

部門別計画

- 八街市公営住宅長寿命化計画（2019年度～2028年度）
- 八街市耐震改修促進計画（2021年度～2025年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.121	住宅施策の推進	ひと
方 針	空き家対策を推進し、良好で安全な居住環境の充実に図ります。また、市営住宅については、整備改修を計画的に実施するとともに住宅機能の向上を図ります。市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震性の向上を図ります。		
主な事業	● 住宅施策の推進 ● 空き家対策の推進 ● 住宅耐震化の推進		

施 策	NO.122	公園・緑地の整備	活躍
方 針	公園や緑地について、市及び地域が主体となり、相互に連携を図るとともに適切な維持管理に努めます。		
主な事業	● 公園・緑地の管理 ● 公園施設の整備 ● 公園サポーター制度 ⁱ の推進		

市民・地域ができること

- 空き家または空き家となることが懸念される住宅の所有者は、維持管理・活用・処分について検討する。
- マナーを守って公園を利用し、清掃などの地域の環境美化活動へ参加する。



けやきの森公園

ⁱ協働のまちづくりの一環として、市民が行う公園・緑地の環境美化活動を市が支援する制度のこと。

3. 道路の体系的整備

主な担当課：道路河川課



広域的な移動が円滑にできる道路交通網の実現を図るとともに、誰もが安心して安全な通行ができる道路環境の整備を図ります。

現状と課題

- 本市では、交差点改良工事、拡幅工事、歩道整備工事などを計画的に実施していますが、排水路を含む道路整備に関する要望件数は非常に多く、市道の安全で円滑な通行、快適な道路空間の確保のため、地域要望に対する実態を精査しつつ、適切な対応を進める必要があります。
- 本市周辺では、首都圏中央連絡自動車道や成田国際空港の第三滑走路の整備などが見込まれ、今後も物流輸送に関連する交通量や経路の変化が見込まれるため、引き続き時代の要請に即した道路整備を推進する必要があります。
- 市南部地域における民間リゾート施設の開設に伴い、本市の観光入込客数は増加の傾向にあり、観光客の往来による交通の増加に対応するため、アクセス道路等の整備を推進する必要があります。
- 老朽化した道路施設や橋りょうの補修については、長期的に安全な交通機能を確保することが重要であり、「長寿命化修繕計画」に基づく予防保全的な維持管理により将来的な維持管理費の縮減に努める必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
道路改良率 ⁱ	31.0%	71.0%	市道の改良工事を計画的に実施します。
市道冠水箇所数	27 か所	25 か所	市道の冠水解消を図ります。

部門別計画

- 八街市橋梁長寿命化修繕計画（2020 年度～2069 年度）
- 八街市自転車活用推進計画（2023 年度～2027 年度）

ⁱ道路構造令の規定に適合するように改築された道路である改良済道路の総延長の全道路延長に対する比率。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.131	道路の整備	まち
方 針	地域要望に対する実態を精査しつつ、計画的に道路・交差点改良、歩道整備などを推進します。		
主な事業	● 国・県道の整備要請 ● 道路及び交差点改良事業の推進		

施 策	NO.132	道路の適切な管理
方 針	道路施設を適切に管理することにより、長期的に安全な交通機能を確保するほか、予防保全的に維持管理することにより、将来負担の縮減に努めます。	
主な事業	● 道路の適切な維持管理 ● 排水対策の推進	

市民・地域ができること

- 道路整備事業への理解と協力を努める。
- 道路の側溝清掃や草刈りなどの奉仕作業に参加するとともに、所有地の樹木などが道路上に張り出さないよう適切に管理する。



工事により新設された歩道

4. 移動を支える公共交通の充実

主な担当課：企画政策課



関係団体と連携し、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通体系の構築に努めます。

現状と課題

- 本市では、交通事業者や関係団体などで構成する「八街市地域公共交通協議会」を設置し、地域公共交通に関する必要な協議を継続的に行っています。
- 2023年10月より市内の公共交通空白地帯を解消や持続可能な公共交通体系の構築を目的に全ての市民が利用できるデマンド型乗合タクシーの実証運行を実施しています。
- 鉄道は、利用者から運行本数の増便をはじめとした利便性向上への要望が高いことから、引き続き県内の関係団体で構成する「千葉県JR線複線化等促進期成同盟」や八街市・山武市・酒々井町で構成する「総武本線成東・佐倉間快速電車増発推進協議会」などと連携し、関係機関への要望活動を実施するほか、利用促進活動についても取り組む必要があります。
- 民間路線バスは、周辺都市への連絡や市内交通の骨格となりますが、人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、利用者も減少傾向にあり、路線廃止や減便などが相次いでいます。
- 八街市内循環バス「ふれあいバスⁱ」は、市民の生活の足として定着していますが、多様なニーズや他の公共交通機関との機能分担などに配慮した運行計画とするため、今後も定期的な検証が必要です。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
1日当たりの八街駅と榎戸駅の合計乗客数	6,288人 (2022年度)	→	通勤・通学など市外への移動手段の確保を図ります。
1日当たりのふれあいバス平均乗客数	299人	317人	通院・買物など日常生活の移動手段の確保を図ります。

部門別計画

- 八街市地域公共交通計画（2021年度～2026年度）

ⁱ八街市内を市街地循環・北・西・南の4コースで運行するコミュニティバス。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.141	鉄道の利便性向上
方 針	沿線自治体と連携し、鉄道の利便性向上に向けての要望活動を実施するほか、関係団体と協力して鉄道の利用促進を図ります。	
主な事業	● 鉄道の利便性向上に向けての要望活動 ● 鉄道の利用促進 ● 千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟など関係団体との連携	

施 策	NO.142	市内公共交通の利便性向上	まち
方 針	民間交通事業者や関係機関と連携して、持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成を図ります。		
主な事業	● 八街市地域公共交通協議会の運営支援 ● ふれあいバス運行事業の推進 ● 民間交通事業者への支援 ● 持続可能な公共交通ネットワークの構築		

市民・地域ができること

- 鉄道、バス、タクシーなどの公共交通を積極的に利用するよう心がける。
- 日常生活の移動手段を地域内で支えるという意識を醸成する。



八街市内循環バス「ふれあいバス」

5. 持続可能な下水道事業の推進

主な担当課：下水道課



都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図り、健康で文化的な生活を営むための持続可能な下水道の整備に努めます。

現状と課題

- 下水道は、家庭や事務所、工場等から排出される汚水を一箇所に集め、きれいな水に戻して自然に返す「汚水処理」と、雨水を集めて河川等へ流し浸水防除を目的とする「雨水処理」に分けられ、本市では「汚水」と「雨水」をそれぞれ別に処理する「分流式」を採用しています。
- 汚水対策としての下水道は、2023年3月現在で456ヘクタールが処理区域となっており、早期の整備完了をめざしていますが、市街地の形成状況、人口の状況及び財政事情などの社会経済情勢を考慮した上で適正に下水道整備を推進していく必要があります。また、雨水対策として、近年増加しているゲリラ豪雨などの異常気象に対応するため、管きよや調整池などの排水施設の整備を計画的に推進していく必要があります。
- 今後、人口減少などに伴い、使用料収入の減収が見込まれるほか、老朽管や老朽施設の更新を計画的に推進する必要があるため、将来にわたって下水道事業を持続していくためには、中長期的な視点に立っての経営の基盤強化、財政健全化に努める必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
公共下水道整備率(汚水)	85.0%	88.3%	早期の整備完了により、住環境の向上を図ります。
経費回収率	93.0% (2022年度)	95.0%	コストの削減、使用料の見直しにより、経営の効率化を図ります。

部門別計画

- 八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画（1977年度～2028年度）
- 八街市下水道事業経営戦略（2021年度～2030年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.151	汚水・雨水の適正処理
方 針	公共下水道の整備、水洗化を計画的に推進し、雨水による市街地への浸水防除、汚水の排除による公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図ります。	
主な事業	● 公共下水道の整備	

市民・地域ができること

- 公共下水道事業への理解と協力に努める。
- 水質保全に関心を持ち、家庭において適切な排水を心がける。



晴天時と台風接近時の大池調整池

6. 持続可能な上水道事業の推進

主な担当課：水道課



居住環境の向上のため、安全で良質な上水の安定的な供給を推進します。

現状と課題

- 本市の上水道普及率は2024年3月現在で53.4%となっています。
- 水道の安定供給や水質を保全するために、老朽化した施設・管路の更新や地震などの災害に強い水道施設の整備を計画的に推進する必要があります。
- 水道事業の主な財源である料金収入は、人口減少などにより減収が見込まれているため、経営状況の悪化により、施設更新などの必要な投資が行えなくなることが懸念されるので、将来に渡って水道を安定的に供給するためには中長期的な視点に立って水道経営の基盤強化、財政健全化に努める必要があります。
- ハツ場ダム事業及び霞ヶ浦導水事業に伴い、暫定井戸の段階的廃止を求められていましたが、受水が可能な施設整備が完了する間については、暫定井戸の継続は認められますので、県に対して水需給計画の変更を求めています。
- 暫定井戸については、渇水対策や災害対応など安全で安定した水道水供給確保の観点から、地下水源の重要性を踏まえ、千葉県環境保全条例の見直しや暫定井戸の継続利用について要望していく必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
上水道有収率	85.1%	93.4%	水道管の計画的な整備更新を行い、漏水の減少を図ります。
上水道法定耐用年数超過設備率	64.3%	50.0%	配水施設の計画的な整備更新を行い、安心安全な水道水の供給を図ります。

部門別計画

- 八街市水道事業基本計画、八街市水道事業経営戦略（2018年度～2030年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.161	上水道の安定供給
方 針	配水管や配水施設の更新を計画的に実施するとともに、水道経営の基盤強化や財政健全化に努め、上水道の安定供給を図ります。	
主な事業	● 水源保全の推進・水質管理体制の強化 ● 水道施設などの更新と耐震化 ● 経営基盤の強化	

市民・地域ができること

- 公共上水道事業への理解と協力を努める。
- 水資源の大切さを理解し、節水・効率的な水の利用に努める。



榎戸配水場 1系配水ポンプ



二の街 めざします！安全で安心な街 (防災・消防・安全分野)



- 市民、各種団体、関係機関及び行政が協力・連携し、災害や事故、犯罪などが発生しにくい、安全、安心に暮らせる街
- 市民と行政が一体となり、災害や犯罪に強く、危機管理体制が強化された、命と暮らしを守る強靱な街

施策の大綱

1. 交通安全の推進
2. 消防・救急体制の充実
3. 防災体制の充実
4. 防犯施策の充実

1. 交通安全の推進

主な担当課：道路河川課



市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関との連携により交通事故のない安全なまちをつくります。

現状と課題

- 2023 年度における本市の人口 10,000 人当たりの交通事故発生件数は 31.5 件と千葉県平均発生件数 21.1 件と比べて多い状況にあります。
- 本市では、2021 年に飲酒運転の根絶に向けて、市民一人一人に「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い意志を持っていただくために、飲酒運転根絶宣言をしています。
- 交通事故の原因は、自動車の速度超過や飲酒運転、歩行者や自転車の交通マナー違反など多岐にわたります。警察や交通安全団体などの専門機関と連携し、交通安全運動期間中の街頭啓発などを実施することにより、市民一人一人の交通安全意識を高めることが必要です。
- 円滑な道路交通と交通安全を確保しつつ交通安全を確保するため、注意喚起看板やカーブミラーの設置などの交通安全施設を整備する必要があります。また、信号機の設置や交通規制の実施について継続して要請していく必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
人口 10,000 人当たりの交通事故発生件数	31.5 件	21.1 件	各種交通安全活動の実施により、交通事故発生件数の減少をめざします。
交通安全教室の参加人数	4,561 人	4,603 人	児童・生徒・高齢者に対する交通安全教育の向上を図ります。

部門別計画

- 八街市交通安全計画（2021 年度～2025 年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.211	交通安全意識の向上	まち
方 針	交通安全意識を高めるため、関係機関と連携し交通安全教育の普及啓発を推進します。		
主な事業	● 交通安全運動の推進 ● 交通安全教室の開催		

施 策	NO.212	交通安全環境の充実
方 針	交通安全施設を計画的に整備・更新するとともに、信号機設置や交通規制強化など交通安全環境の改善に向けた取組を関係機関に要請します。	
主な事業	● 交通安全施設の整備 ● 信号機設置や交通規制強化の要請	

市民・地域ができること

- 交通ルールとマナーを遵守する。
- こどもたちの通学時の見守り活動に協力する。



小学校にて実施した交通安全教室

2. 消防・救急体制の充実

主な担当課：防災課



消防機能、火災予防体制、救急・救命体制の充実など消防・救急体制を充実します。

現状と課題

- 本市の消防・救急体制は、佐倉市、酒々井町との広域的な取組として「佐倉市八街市酒々井町消防組合」を組織しており、市内には八街消防署及び南部出張所が設置されています。
- 救急医療体制ⁱは、千葉県や周辺地域との連携により、第1次救急医療体制として成田市急病診療所や印旛市郡小児初期急病診療所を開設しているほか、第2次救急医療体制として市内の新八街総合病院、海保病院を含む印旛管内の医療機関による輪番制による診療体制を整えています。また、重篤患者に対応できる第3次救急医療体制としては成田赤十字病院、日本医科大学付属千葉北総病院が指定されており、ドクターヘリによる迅速な搬送が可能となっています。
- 消防団は、火災時や大規模災害時の対応、住民の避難支援などで顕著な実績を上げ、地域の防災の中心的存在となっています。しかし、就業構造や若年層の価値観の変化、高齢化などにより消防団員の数は減少しているため、地域防災力を維持するために消防団員の確保に努める必要があります。また、消防施設や設備を計画的に整備し、地域消防力の強化を図る必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
消防署の出動要請があった際の出動率	100%	100%	迅速な消火活動と消防救急活動をめざします。
消防団員数	338 人	385 人	活動しやすい環境を整備し、消防団員の確保を図ります。

ⁱ第1次救急医療体制は、休日や夜間の救急患者の診療します。第2次救急医療体制は、救急車により直接、または第1次救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応します。第3次救急医療体制は、重篤の救急患者の対応に当たります。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.221	消防・救急体制の充実
方 針	火災や救急発生時に迅速に対応できる消防・救急体制の充実を図ります。	
主な事業	● 佐倉市八街市酒々井町消防組合の運営	

施 策	NO.222	消防団活動の充実	まち
方 針	消防団員の確保や女性消防班の活動支援を図るほか、消防施設や設備の計画的な整備を推進します。		
主な事業	● 八街市消防団の運営 ● 女性消防班の活動支援 ● 消防施設や設備などの整備		

市民・地域ができること

- 家庭における火災予防対策に努める。
- 消防団の活動の重要性を理解し協力する。



令和5年度八街市消防団消防実技訓練の様子

3. 防災体制の充実

主な担当課：防災課



市民と行政が協力して、市民の生命、財産を守ることのできる災害に強い体制づくりを図ります。

現状と課題

- 本市では、「八街市地域防災計画」に基づき、計画的に防災対策の充実に努めており、今後も国や県の動向、各種防災訓練での課題を検証し、必要な見直しを行うことで、地域防災力の向上に努めていく必要があります。
- 2019年の台風や大雨の経験を踏まえ、計画的に避難環境の強靱化を推進しているほか、関係団体と災害時における物資供給や災害復旧に関する協定を締結し、協力体制を整えています。
- 高齢者や障がいのある人などの要配慮者対策として、福祉避難所の指定に努めており、今後も引き続き避難環境を充実させていく必要があります。
- 災害発生時は的確な応急対応が重要であり、地域での助け合いを目的とする自主防災組織¹などを結成し、日頃から防災知識の習得や防災訓練などを継続的に行うなど、災害時における協力体制を整えておく必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
自主防災組織のカバー率	70.3%	72.3%	区・自治会に対して、共助の重要性を説明し、組織の増加を図ります。
蓄電池の配備箇所数	3 か所	28 か所	指定避難所 28 か所全てに蓄電池の配備をめざします。

部門別計画

- 八街市地域防災計画

¹地域住民が平常時からお互いに協力し合い、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的に結成される防災組織。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.23 I	災害応急対策の推進	まち
方 針	防災拠点の機能強化を図るとともに、地域や関係団体と協力して、災害発生時に的確な応急対応ができるよう災害に強い体制づくりを推進します。		
主な事業	● 地域防災計画の推進 ● 自主防災組織の設立・活動支援 ● 避難所の強靱化 ● 情報連絡体制の充実		

市民・地域ができること

- 災害時の避難場所や避難経路を確認する。
- 災害時のために食料等の備蓄や非常持出品の準備を心がける。
- 市や地域が行う防災訓練に積極的に参加する。



総合防災訓練での自主防災組織による人命救助

4. 防犯施策の充実

主な担当課：防災課



犯罪のない明るく住みよいまちづくりをめざし、関係機関と連携した犯罪の防止や地域の自主的な防犯活動を支援します。

現状と課題

- 本市では、防犯施策として防犯ボックスⁱや防犯カメラを設置しているほか、市内防犯灯をLED化するなど犯罪のない明るいまちづくりに積極的に取り組んでいます。
- 市内には佐倉警察署八街幹部交番をはじめ、5か所の警察施設がありますが、市民の生命、身体、財産を守るためには、八街幹部交番の警察署への格上げをはじめとする警察体制の強化を図る必要があります。
- 市民、警察、行政が協力し、地域全体で防犯体制を強化していくことが、防犯対策を推進するために必要です。
- 犯罪のないまちづくりには、多くの人の目による抑止効果が有効ですが、そのためには近所や顔見知りといった地域のつながりが重要です。防犯啓発運動を通じて防犯意識の向上を図るとともに、自主防犯組織ⁱⁱの結成を促進し、その活動を支援する取組が必要です。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
自主防犯組織設立数	14 団体	16 団体	地域住民による防犯活動を支援します。
人口10,000人当たりの刑法犯認知件数 ⁱⁱⁱ	67.3 件	↓	各種防犯活動の実施により、刑法犯認知件数の減少をめざします。

ⁱ地域防犯の核となるよう、店舗の駐車場や駅前ロータリーなどに設置した防犯施設。

ⁱⁱ地域住民が平常時からお互いに協力し合い、防犯パトロールや児童などを犯罪から守るための活動を実施するために結成される防犯組織。

ⁱⁱⁱ警察などによって、殺人、強盗、窃盗など刑法などの法律に規定する犯罪の発生が認知された件数。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.241	防犯意識の向上と防犯施設の充実	まち
方 針	防犯意識の向上を図り、自主防犯組織の設立や活動を支援するほか、関係機関との連携により地域防犯体制の確立を図ります。また、警察署の設置など警察力の強化を関係機関に要請するほか、防犯施設や設備の充実を図ります。		
主な事業	● 自主防犯組織の設立・活動支援 ● 防犯啓発運動の推進 ● 警察力強化の要請 ● 防犯ボックスの運営 ● 防犯設備の設置		

市民・地域ができること

- 日頃から防犯意識を高め、各家庭での防犯対策を行う。
- 地域の防犯活動に積極的に参加する。



防犯歳末特別警戒における防犯団体及び関係機関との合同パトロール



三の街 めざします！豊かな自然と活気あふれる街 (産業・経済・環境分野)



- 市民一人一人が目標を持っていきいきと働き、各産業が力強い発展をする賑わいのある街
- 恵まれた豊かな自然環境を守り、いつでも自然とふれあうことのできる街

施策の大綱

1. 時代に即した農業の振興
2. まちの活力を生む商工業の推進
3. まちに賑わいをもたらす産業の振興
4. 環境保全の推進
5. 循環型社会の推進

1. 時代に即した農業の振興

主な担当課：農政課・農業委員会事務局



農地の保全と生産基盤の整備を図るとともに、農地の持つ多面的機能の発現に努めます。また、農業後継者や担い手を育成するとともに、地域の特色を生かした安全で新鮮な農産物の地産地消を促進し、多様な販路の拡大を図ります。

現状と課題

- 本市の農業は、野菜の栽培に適した肥沃な大地と東京から 50 km 圏内に位置する地理的条件を生かした都市近郊農業として発展し、2022 年における農業産出額は県下で第 5 位、豆類産出額については全国で第 1 位を誇っています。
- 本市では、将来の新規就農につなげるための農業体験インターンシップ事業を実施しているほか、千葉大学と協定を結び農業分野での事業連携を推進しています。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足による農業経営者の減少、それに伴い耕作放棄地が増加しているため、新規就農者の確保、育成が必要です。
- 近年では、有害鳥獣による農作物被害の拡大から農業従事者の営農意欲の減退をもたらすなど、本市農業に深刻な影響を与えています。
- 農地中間管理事業ⁱを活用した農地の集積・集約化による耕作放棄地の解消及び農地基盤整備事業を活用し優良農地化を図り、効率的で生産性の高い営農を促進する必要があります。
- 地理的条件を生かした販路の拡大、トップセールスによる地元産品の PR の推進、地域ブランド化や 6 次産業化ⁱⁱなどの高付加価値農業を展開することにより、農業の活性化を図る必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
全体農地に対する耕作放棄地の割合	5.0%	5.0%	耕作放棄地の再生に取り組み、優良農地の確保に努めます。
認定農業者 ⁱⁱⁱ 数	140 人	140 人	農業経営に意欲のある農家を認定し、各種支援の実施により、農業振興を図ります。

ⁱ 農地所有者と農業経営者の間に農地中間管理機構が立って、農地の賃貸借を行い、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める取組。

ⁱⁱ 1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

ⁱⁱⁱ 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、農業生産法人。認定を受けると金融や税制面などでメリットがあります。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.311	農業基盤の整備	しごと
方 針	農業生産基盤の整備や農地の維持保全のための取組を推進します。また、田園景観の形成や環境保全など農地が持つ多面的な機能が適切に発揮するための取組を推進します。		
主な事業	● 優良農地化の推進 ● 土地改良事業の推進 ● 畜産業の振興支援 ● 環境にやさしい農業の推進		

施 策	NO.312	担い手の確保・育成	しごと
方 針	効率的な農業の推進や補助事業などの積極的な活用により、経営の安定化を支援するとともに、各種情報を提供し共有することによって、農業後継者の育成や認定農業者の増加を図ります。		
主な事業	● 新規就農者の確保・育成 ● 農業経営改善の支援 ● 農業後継者対策の推進		

施 策	NO.313	農業の活性化	しごと
方 針	地産地消を推進するとともに、地理的条件を生かした販路の拡大やトップセールスによる地元産品のPR、地域ブランド化による高付加価値農業の展開、ICT等先端技術の利活用及び鳥獣被害対策の実施により農業の活性化を図り、「稼げる農業」をめざします。		
主な事業	● 農産物ブランド化の推進 ● 6次産業化への支援 ● スマート農業の推進 ● 鳥獣被害対策の強化		

市民・地域ができること

- 農地が持つ多面的な機能について理解を深める。
- 地域の農産物を積極的に購入し、地産地消に取り組む。
- 有害鳥獣による農作物被害の軽減について、地域ぐるみで取り組む。
- 耕作放棄地または耕作放棄地となることが懸念される農地所有者は、維持管理・活用方法等について検討する。



八街産すいか

2. まちの活力を生む商工業の推進

主な担当課：商工観光課



魅力ある商業環境の創出に努め、市民が安心して消費生活を送ることができ、にぎわいのあるまちづくりを推進します。また、雇用に関する情報提供を関係機関との連携により積極的に進め、雇用機会の拡大に努めます。

現状と課題

- 本市の商業圏は、駅周辺の中心市街地と幹線道路沿線の郊外地域で形成され、中心市街地では個人経営型の小規模小売店舗、郊外地域では大手スーパーなどの大型小売店舗が展開されています。また、工業は、金属製品、食料品、生産用機械器具の生産が中心となっています。
- 大型小売店舗の進出により買物需要の充足や雇用の拡大が図られている一方で、個人小売店では、高齢化や後継者不足などによる廃業に伴う空き店舗が増加の傾向にあります。
- 中心市街地の活性化や商工業の振興を図るため、商工会議所を中心とした関係団体との連携を強化する必要があります。
- 本市では「企業立地促進助成金制度」を制定し、地域内雇用の創出や地域経済の活性化につながる企業誘致を推進しています。
- 人口減少社会において、持続可能な社会をつくるため、関係団体との連携をさらに強化し、雇用機会の拡大に努める必要があります。
- 複雑・多様化する消費者トラブルに的確に対応できるよう、消費者意識の向上と関係機関との連携による消費者対策の強化を図る必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
八街商工会議所の会員数	1,462 人	1,487 人	会員数を増加し、地域経済の活性化を図ります。
「ジョブ・ナビやちまた」 の情報発信件数	458 件	518 件	地域内雇用の確保と若者の地元定着を図ります。

部門別計画

- 八街市中心市街地活性化基本計画

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.321	商工業の振興	しごと
方 針	商工会議所を中心とした各種関係団体と連携し、市内商工業の振興を図るほか、中小企業の経営基盤の強化を促進します。		
主な事業	● 商工会議所との連携 ● 起業への支援 ● 商店街などへの支援 ● 中小企業の基盤強化の促進		

施 策	NO.322	就労・雇用の促進	しごと
方 針	企業誘致や各種就労支援により、安定した地域内雇用の確保と若者の地元定着を推進します。		
主な事業	● 企業誘致の推進 ● 就労支援サイトの管理運営 ● 関係機関との連携による就職セミナーの開催 ● シルバー人材センターの運営支援		

施 策	NO.323	消費者行政の充実	まち
方 針	複雑・多様化する消費者トラブルに対応した市民の身近な窓口として、消費生活センターの機能強化を図ります。また、様々な媒体を活用し、消費者意識の向上を図るほか、出前講座などの開催により消費者教育を推進します。		
主な事業	● 消費生活センターの充実 ● 啓発活動の推進 ● 消費者教育の推進		

市民・地域ができること

- 地域の商店を積極的に利用する。
- 消費者トラブルを未然に防止するため、最新情報の収集、啓発に努める。



八街駅南口商店街

3. まちに賑わいをもたらす産業の振興

主な担当課：商工観光課



本市の特色を生かし、地域イメージを向上させる地域資源の発掘や活用、地域ブランドの「八街産落花生」の普及に努めます。

現状と課題

- 2007年に地域ブランドとして商標登録された「八街産落花生」は味や品質の高さから全国的にも有名であり、千葉県を代表する「千葉半立」、ジャンボ落花生の「おおまさり」や2018年にデビューした「Qなっつ」など生産品種も豊富です。また、地域イメージの向上に、市のイメージキャラクターである「ピーちゃん ナツちゃん」が活躍しています。
- 本市のもう一つの名産である生姜（しょうが）を活用し、行政と関係団体の連携により開発、販売された「八街生姜ジンジャーエール」は新たな地域ブランド品として確立し、コミュニティビジネス¹の成功事例となっています。
- 地元産業や商品のPR支援をすることは、産業の振興のみならず、地域のイメージを高め、市民の郷土愛を深めるためにも重要です。
- 八街市観光農業協会による活動や市南部地域における民間リゾート施設の開設に伴い、本市の観光入込客数は増加の傾向にあり、地域活性化につながる観光交流の促進を継続して図る必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
PR イベント参加日数	40 日	45 日	市内外で行われる様々なイベントに参加し、PR活動を展開します。
年間観光入込客数	176,051 人	228,870 人	観光交流を促進し、地域活性化を図ります。

¹地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.331	地域産業の競争力強化	ひと
方 針	農産物などの地域ブランド化により、地元産業の魅力化推進、競争力強化を図ります。		
主な事業	● 地域ブランド普及への支援		

施 策	NO.332	観光の振興及び地域経済の活性化	ひと
方 針	本市の魅力である農業を活用した観光振興を促進するとともに、様々な媒体を活用した情報発信や、関係団体や民間施設と連携し、地域経済の活性化を推進します。		
主な事業	● 農業を核とした観光の推進 ● 地域経済活性化の基盤整備 ● 関係団体や民間施設と連携した観光振興		

市民・地域ができること

- 地元の産業や特産品についての理解を深める。
- イベントへの積極的な参加や本市の魅力発信を心がける。



落花生まつり

4. 環境保全の推進

主な担当課：環境課



豊かな環境を保全し、より良い環境を次世代へ継承するため、自然と共存した快適な環境構築をめざします。また、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、地域課題を整理し、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します。

現状と課題

- 地球温暖化問題は、平均気温の上昇、暴風、台風などによる被害、農作物や生態系への影響など最も重要な環境問題のひとつであり、原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を可能な限り減らし、脱炭素社会の実現に努めることが重要です。
- 衛生的な環境づくりを推進するためには、市民、事業者、そして行政が協力して環境保全意識の啓発、浄化槽の転換、ごみの不法投棄防止活動に取り組むことが重要です。このような活動を通じて、地域全体で環境美化に努める必要があります。
- し尿の収集処理や斎場施設は、衛生的で安定した管理運営を実施する必要があります。
- 環境保全については、環境学習や市民意識を高める啓発活動による防止を図るほか、環境調査の実施などにより実態の把握に努め、適切な改善指導に努める必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
ポスターコンクール応募件数	120 件	460 件	環境保全に関する啓発活動の推進を図ります。
公害苦情処理件数	88 件	53 件	公害の発生について、防止を図ります。

部門別計画

- 八街市環境基本計画（2026 年度～2035 年度）
- 八街市一般廃棄物処理基本計画(2025 年度～2034 年度)

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.341	環境保全・衛生対策の充実
方 針	環境保全意識の向上のため、環境学習や啓発活動、不法投棄防止活動を推進するとともに、各種環境調査を実施し、適正な管理や改善指導に努めます。また、し尿処理、斎場施設の運営については、近隣市町との連携による適正な管理運営を図ります。	
主な事業	● 環境保全対策の推進 ● 衛生対策の推進 ● 不法投棄の防止 ● 環境学習の実施 ● 水質検査の実施 ● 合併処理浄化槽設置の促進 ● 印旛衛生施設管理組合・八富成田斎場の運営	

施 策	NO.342	地球温暖化対策の推進
方 針	環境基本計画に基づき、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策、気候変動への適応策を推進します。	
主な事業	● 環境基本計画の推進	

市民・地域ができること

- 地球温暖化対策に取り組む。
- 地域の美化活動に積極的に参加する。
- 生活排水対策として、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽に切り替え、適正な維持管理を行う。



令和5年度環境保全ポスターコンクール 各部門最優秀作品

5. 循環型社会の推進

主な担当課：クリーン推進課



市民、事業者、行政が連携・協力のもと、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築をめざすとともに、環境と共生する地域づくりを推進します。

現状と課題

- 本市のごみ処理状況については、2020 年度では 23,504 トンであった年間ごみ排出量が 2023 年度には 20,984 トンと減少傾向にあるほか、リサイクル率については、2023 年度で 19.7%と全国平均程度の水準となっています。
- ごみ排出量を削減するためには、ごみの発生抑制の促進を最優先し、市民、事業者、行政の役割分担と連携により資源循環型社会の構築を推進するとともに、地球温暖化防止のための二酸化炭素の削減に取り組む必要があります。
- クリーンセンターの焼却炉は、経年による老朽化が進んでいくことから、円滑かつ適正に焼却処理ができるよう計画的に補修や修繕する必要があります。また、現在の人口減少や分別収集の推進により、ごみ処理量が減少していることから、ごみ処理施設の広域化など、ごみ処理施設の管理運営を含めたごみ処理のあり方について検討する必要があります。
- 社会変化などに伴い、従来は資源物であったものでも処理費を負担しなければならない場合があります。ごみの排出抑制と焼却炉延命化などの観点から、ごみ処理の有料化について検討する必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
ごみ排出量	20,984 トン	19,784 トン	ごみの発生抑制を促進し、排出量の削減を図ります。
リサイクル率	19.7%	22.1%	分別収集の徹底により、循環型社会を推進します。

部門別計画

- 八街市一般廃棄物処理基本計画（2025 年度～2034 年度）
- 八街市食品ロス削減推進計画（2025 年度～2034 年度）
- 八街市災害廃棄物処理計画

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.35 I	資源循環型社会の構築
方 針	市民、事業者、行政の協働により、ごみの減量、再利用、再資源化、さらに発生を抑制する取組などを推進します。また、安全で安定したごみ処理施設の適正管理を行うとともに、中長期的な視点に立ったごみ処理施設のあり方について検討を行うなど効率的で計画的な管理運営を図ります。	
主な事業	● 3 R（スリーアール）ⁱの推進 ● 一般廃棄物の適正処理の推進 ● 災害廃棄物処理体制の構築	

市民・地域ができること

- ごみの発生抑制、再利用、再資源化の意識を持つ。
- ごみの分別を正しく行うとともに、減量化に取り組む。



八街市クリーンセンター

ⁱリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つの取組の総称。



四の街 めざします！健やかに成長できる街 (保健・医療・子育て分野)



- 誰もが、住みなれた地域で生涯にわたりいきいきと暮らすことのできる街
- 安心して子育てができ、こどもたちが健やかに育つ街

施策の大綱

1. 生涯にわたる健康づくり
2. 笑顔あふれる子育てへの支援

1. 生涯にわたる健康づくり

主な担当課：健康増進課



市民の健康管理の支援と保健サービスの充実を図り、「健康安全都市宣言」の実現に努めるとともに、地域医療体制の充実を図ります。

現状と課題

- 本市では、2018 年度に「八街市健康プラン」を策定し、健康づくりを市民や地域、関係機関、行政などが連携して取り組むことを推進しています。八街市健康プランは 2027 年度に 10 年間の計画期間が終了することから、これまでの目標について最終評価・検証を行い、成果を適切に評価し、2028 年度からの次期計画の策定を検討していきます。
- 健康づくりは生涯を通じて行う必要があり、自らが主体的に行うこと、また、地域の様々な活動を活発化して人と人とのつながりを強めていながら年代ごとの健康課題に適切に対応していくことが重要です。心・体の健康づくりをはじめ、食育、歯及び口腔の健康づくりを総合的に推進するため、健康づくりに取り組む市民のための保健指導や相談を行うなど支援体制の充実を図ります。また、疾病の早期発見を行い早期に治療が開始できるよう、市民が受診しやすい検診の環境を整え受診率の向上を図ります。
- 乳幼児や児童に対して行う予防接種は、感染症の拡大を防ぎ、こどもの健康を守る上で重要です。保護者に対して接種の勧奨を行うなど、きめ細やかな感染症予防対策を推進します。
- 市民が安心して医療サービスを受けられるよう市医師会、医療機関、周辺自治体などと連携した地域医療体制を整え、夜間・休日の初期救急医療体制を確保するため、引き続き急病診療所の運営に参加します。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
65 歳における平均自立期間	男性 17.19 年 女性 20.13 年 (2019 年)	↗	心身ともに健康で自立した生活ができる健康寿命の延伸を図ります。
乳がん検診受診率	30.6%	50.0%	疾病の早期発見のために、受診率の向上を図ります。

部門別計画

- 八街市健康プラン（2018 年度～2027 年度）

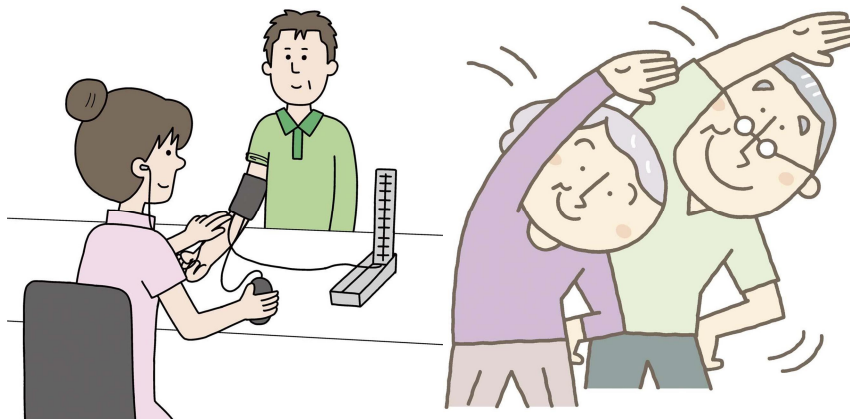
行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.411	健康づくりの推進	活躍
方 針	生涯にわたる健康づくりを推進し、心身の健康管理と保健サービスの充実を図ります。		
主な事業	● 健康づくりの推進 ● 健康教育・健康相談の推進 ● 各種がん検診・健康診査の推進 ● 各種予防接種の推進 ● 子ども医療費助成の充実 ● 妊婦支援の充実		

施 策	NO.412	地域医療体制の推進	活躍
方 針	関係機関と連携し、市民が身近で安心して利用できる医療体制の推進に努めます。		
主な事業	● 印旛市郡小児初期急病診療所・成田市急病診療所の運営支援		

市民・地域ができること

- 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康管理の大切さを理解する。
- 定期的ながん検診・健康診査を受診する。



検診等事業イメージ

2. 笑顔あふれる子育てへの支援

主な担当課：子育て支援課



安心して子どもを産み、育てることができるよう子育てのしやすいまちづくりを進めます。

現状と課題

- 本市の2022年の合計特殊出生率は0.91と全国、千葉県平均と比べても低い水準にあり、また、15歳未満の年少人口についても減少傾向にあります。
- 共働き世帯の増加により、家族とのコミュニケーションの機会や窓口に相談する機会を持つことが難しくなっているため、子育てに関する疑問や不安を受け止め、解決につなげる環境づくりが求められています。
- 働き方の変化や女性の社会進出が進む中で、様々な子育て支援のニーズに応える保育サービスが求められています。また、結婚、出産、子育ての希望を叶えるまちづくりが必要です。
- 子育て家庭への支援や子どもの健全育成の促進を図るため、子育てに関する経済的負担の軽減が求められています。
- 個人の人権に対する最大の侵害である児童虐待は、どのような形、どのような理由であっても許されるものではなく、発生予防、早期発見、早期対応に自治体、学校、児童相談所などの関係機関や警察などが連携して取り組んでいます。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
保育所待機児童数	83人	0人	保育所の計画的な整備や改修により、待機児童の解消をめざします。
子育て支援センター利用者数	1,855人	6,725人	妊娠から育児まで切れ目ない総合的な支援を推進します。

部門別計画

- 第3期八街市子ども・子育て支援事業計画（2025年度～2030年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.421	こども自身の育ちへの支援	活躍
方 針	こどもの健やかな育ちを支援するため、多様な利用者ニーズに即した保育サービスの充実を図ります。		
主な事業	● 保育サービスの推進 ● 市立保育園の計画的な管理運営 ● 認定こども園の運営支援 ● 小規模保育所の設立・運営支援 ● 私立幼稚園の就園奨励及び運営支援		

施 策	NO.422	子育て家庭と親の育ちへの支援	活躍
方 針	子育ての不安や悩みを軽減するため、情報提供や相談の場づくりなど子育て支援に取り組むとともに、児童手当の支給などを通じて子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。		
主な事業	● 子育て支援の推進 ● 児童館の整備・充実 ● 児童手当の支給 ● ひとり親家庭への自立支援 ● 児童虐待についての相談・支援体制の充実		

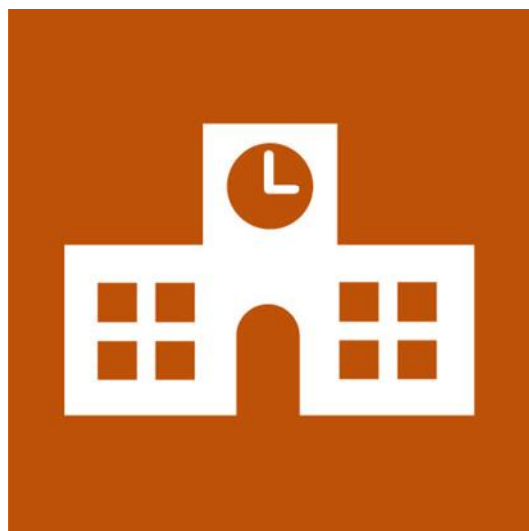
市民・地域ができること

- 子育ての不安や悩みを一人で抱え込まず、誰かに相談する。
- 子育て世帯が孤立しないように地域で見守る。



保育サービス事業イメージ

五の街 めざします！心の豊かさを感じる街 (文化・教育・学習分野)



- 市民一人一人が、生涯にわたり自己実現を図るため、いつでも学習機会を得、スポーツに親しむことができる街
- 先人が歩んできた郷土の歴史に学び、文化を未来へ紡ぐ、「ふるさと」と思い抱く街

施策の大綱

1. こどもの教育環境の充実
2. 学校教育の充実
3. 青少年の健全育成
4. 生涯学習の推進
5. 生涯スポーツの推進
6. 市民文化の創造と継承

1. こどもの教育環境の充実

主な担当課：教育総務課



こどもたちが健全に成長し、人間性豊かな心を育むために、適正な教育環境の整備を図ります。

現状と課題

- 市内には、市立幼稚園が3園（うち1園は2024年度現在休園中）、小学校が分校を含め9校、中学校が4校あります。
- 少子化の進行により、学校の小規模化が進むことで、こどもの社会性やコミュニケーション能力の向上への影響が懸念されるため、適正な教育環境づくりに取り組む必要があります。
- 教育施設は、規模や安全性に配慮した計画的な改修・整備を推進するとともに、適正な学校規模を維持するため学校再編・統合を含めた施設配置を検討する必要があります。
- 老朽化しているトイレを改修することで施設の長寿命化を図り、大便器の洋式化及び床の乾式化により衛生面の向上が図られ、感染症予防の効果も期待されます。
- 老朽化している既存照明器具を改修することで、照度の確保と長寿命化を図り、従来型の照明器具からLED照明器具に更新することで消費電力の削減につながり、約10年間は交換不要となることから、電気代の削減と脱炭素化に寄与します。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
小中学校幼稚園トイレ洋式化（乾式化）改修件数	6/16件	14/16件	こどもたちが良好な学校生活を過ごせるようトイレの改修を行います。
小中学校照明等LED化改修件数	3/16件	14/16件	こどもたちが良好な学校生活を過ごせるよう施設改修を行います。

部門別計画

- 八街市教育大綱
- 第2期八街市教育振興基本計画（2025年度～2029年度）
- 八街市教育施設長寿命化計画（2020年度～2059年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.511	適正な教育環境の整備	活躍
方 針	学校施設について適切な維持管理を行い、適正な教育環境の整備を図ります。		
主な事業	● 教育行政の適正な運営 ● 市立幼稚園の計画的な管理運営 ● 小中学校の計画的な管理運営		

市民・地域ができること

- 学校教育に関する理解と関心を深める。
- 学校の行事や学校運営に関する活動に積極的に参加する。



改修工事を実施した八街東小学校の児童用トイレ

2. 学校教育の充実

主な担当課：学校教育課・学校給食センター



こどもたちが豊かな心を持ち、夢をいだき、たくましく生きることをめざして八街の特色を生かした教育活動や学習環境の充実を図ります。

現状と課題

- 市内の学校施設に通うこどもの数は、2024年5月現在、市内幼稚園児童数が69名、小学校児童数が2,316人、中学校生徒数が1,454人となっており、少子化の進行に伴い減少傾向にあります。
- こどもの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むため、全てのこどもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指すとともに、幼稚園や学校などの教育施設が中核となって家庭や地域と連携した教育環境づくりの充実に取り組む必要があります。
- 社会の情報化が急速に進展する中、こどもの情報活用能力を育成し、また、学習目標を達成するため、教育環境におけるICT（情報通信技術）の整備充実を推進する必要があります。
- 児童生徒一人一人の個性の発見と長所や可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福欲求と社会に受け入れられる自己実現を支えるために、教育相談と一体となった支援を行う必要があります。
- 通学路における安全確保を目的にした学校安全推進体制を構築するとともに地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組む必要があります。
- 学校給食センターの施設・設備は経年劣化により老朽化が進行していることから、安定した学校給食の提供のため、適切な維持管理を行うとともに、老朽化への対応を検討する必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
平日学校以外で1時間以上勉強している中学校3年生の割合	56.8%	80.0%	未来を切り拓く力を自ら身につける生徒の育成を図ります。
自分にはいいところがあると思う中学校3年生の割合	74.0%	90.0%	夢と希望をはぐくむ学校教育の充実を図ります。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.521	学校教育の充実	活躍
方 針	将来にわたってこどもが夢を持ち、自ら学び考え、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の基礎・基本の定着をめざし、生きるための基盤形成に取り組みます。		
主な事業	● 教育体制の充実 ● 幼小中高連携教育の推進 ● 基礎学力向上の推進 ● ICTを活用した教育の充実 ● 国際化など時代に即した教育の充実 ● 道徳教育・人権教育の推進 ● 通学時の安全確保 ● 学校給食の充実 ● 給食施設・設備の適切な管理		

市民・地域ができること

- 児童・生徒を取り巻く環境への関心を持つ。
- 児童・生徒の夢や希望が実現する方法をこどもたちと一緒に考える。
- 登下校時の見守りなどに協力する。



インドネシア国際交流事業

3. 青少年の健全育成

主な担当課：社会教育課



学校、家庭、地域が連携した地域ぐるみの青少年健全育成に努めます。

現状と課題

- 少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化に伴い、こどもたちを取り巻く社会環境が大きく変化中、次代の担い手となるこどもたちが創造性豊かに心身ともに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が一体となって健全育成活動を推進していく必要があります。
- 学校運営協議会、地域学校協働本部、社会教育関係団体、ボランティア団体との連携により、地域ぐるみでこどもたちを育む体制の強化が必要です。
- こどもたちの非行や犯罪を未然に防止するため、市民全体で見守り支える体制を推進していく必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
青少年健全育成団体と連携する活動における参加者数	912 人	1,500 人	参加者数を増やすことで、青少年の親睦・友好を深め、自主性や社会性を育みます。
こども 110 番プレート設置の協力軒数	428 軒	800 軒	犯罪等の未然防止及び抑止効果の確保を図ります。

部門別計画

- 八街市教育大綱
- 第 2 期八街市教育振興基本計画（2025 年度～2029 年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施策	NO.531	青少年健全育成事業の推進	活躍
方針	家庭教育力、地域教育力の向上を実現するため、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもたちを育む体制づくりを推進します。		
主な事業	● 家庭教育の支援 ● コミュニティ・スクールの充実 ● 地域ぐるみの青少年育成活動の推進 ● 「こども110番」推進委員会活動の支援		

市民・地域ができること

- 社会情勢や、学校、家庭、地域が抱える課題に関心を持ち、地域ぐるみで青少年の成長を見守る。
- 学校支援活動や地域ボランティアなどに積極的に参加する。



青少年健全育成啓発活動



放課後子ども教室

ⁱ学校、家庭、地域が一体となって「地域とともにある学校づくり」を進めるための学校運営協議会が設置された学校。

4. 生涯学習ⁱの推進

主な担当課：社会教育課・中央公民館・図書館



生涯において、いつでも、どこでも、誰でも学び、学び直せることのできる地域社会を目指すとともに、学習を通じた市民同士の絆づくりに努め、人とつながる地域づくりを重視した社会教育を推進します。

現状と課題

- 一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現をめざしています。
- 価値観やライフスタイルの変化に伴い、市民の学習ニーズも多様化・高度化しており、これらのニーズに対応した学習機会や支援体制の充実が求められています。
- 誰もが学習する機会の提供を受けるだけでなく、自ら積極的に学び、その成果を地域に還元するとともに、近年、地域社会のつながりの希薄化が高まっていることから、人とのつながりを拡充し、社会教育による地域づくりが重要となっています。
- 中央公民館や図書館などの各施設は経年劣化により老朽化しており、安定した施設利用の機会を提供するためには計画的な整備改修が必要です。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
社会教育による学習（講座・研修会）への参加者数 ※中央公民館事業を含む	3,673 人	3,900 人	市民の学習ニーズに対応した学習機会を提供し、自発的な学習活動の推進を図ります。
市立図書館の利用登録率	27.4%	30.0%	魅力ある蔵書構成及び事業展開により利用登録率の増加を図ります。

部門別計画

- 第2期八街市教育振興基本計画（2025 年度～2029 年度）
- 第2次"育て八街っ子"読書計画～八街市子どもの読書活動推進計画～（2024 年度～2028 年度）

ⁱ学校教育、家庭教育、社会教育、スポーツ活動、ボランティア、趣味など様々な場所や機会における生涯を通じて行う学習。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施策	NO.541	生涯学習の推進	ひと
方針	市民の様々な学習ニーズに対応した学習機会や支援体制の充実を推進し、生涯学習社会に基づく地域づくりをめざします。また、中央公民館や図書館などの社会教育施設の計画的な整備改修に努めます。		
主な事業	● 多様な学習情報の収集と提供 ● 生涯学習の支援体制の充実 ● 社会教育による地域づくりの推進 ● 社会教育施設の適切な管理		

市民・地域ができること

- 「自発的に学んでいく」という意識を持ち、学習で得た知見を活用する。
- 学習機会で得られた人とのつながりを地域のネットワークに拡充し地域づくりに還元する。
- 中央公民館や図書館などの社会教育施設を積極的に利用する。



市民文化祭



市民音楽祭

5. 生涯スポーツⁱの推進

主な担当課：スポーツ振興課・スポーツプラザ



スポーツに親しむ機会の拡充を図り、市民の充実感のある生活と健康づくりを促進します。

現状と課題

- こどもの体力低下や高齢化の進行に伴い、市民のスポーツや健康づくり、体力づくりに対する関心は高まっています。本市では、スポーツプラザなどの体育施設を適切に管理・運営し、スポーツイベントの開催により市民のスポーツ活動の普及を推進しています。主なスポーツイベントとしては、「小出義雄杯八街落花生マラソン大会」が開催され、スポーツに親しむ機会の拡充を図り、まちづくりの活性化に取り組んでいます。
- スポーツプラザ等の体育施設は経年劣化により老朽化しており、安定した施設利用の機会を提供するためには計画的な整備改修が必要です。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
体育施設の利用者数	289,364 人	318,300 人	体育施設の計画的な整備により利用者の増加を図ります。
スポーツイベントの参加人数	2,576 人	2,834 人	社会体育の普及やスポーツ活動の場の提供を図ります。

ⁱ誰もが日常的にスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送れるようにすること。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.55 I	生涯スポーツの推進	ひと
方 針	市民の健康づくり、体力づくりのため、スポーツの普及・推進に努めます。また、スポーツプラザ等の体育施設の計画的な整備改修に努めます。		
主な事業	● スポーツイベントの充実 ● スポーツ活動支援の充実 ● 体育施設の適切な管理		

市民・地域ができること

- スポーツに親しみ、運動を習慣化する。
- スポーツイベントに積極的に参加する。



スポーツイベント

6. 市民文化の創造と継承

主な担当課：社会教育課・郷土資料館



市民の芸術文化を支援し、発表や交流の場を拡充するとともに、八街の歴史・文化遺産の保護・継承と活用に努めます。

現状と課題

- 日常生活にゆとりとうるおい、心の豊かさを求め、芸術文化に対する市民の関心は高まっています。本市では、市民文化祭や市民音楽祭をはじめ芸術文化団体による発表会などが活発に行われています。
- 市内には、2023年現在、指定・登録文化財などが22件、埋蔵文化財が247件あり、市の歴史や文化の特性を明らかにし、これらを活用した学習機会を増やすことにより、郷土愛の醸成を図る必要があります。また、市の文化財を地域住民に広く周知するため、インターネット等による情報発信に努める必要があります。
- 無形民俗文化財は、社会情勢の変化によって継承が難しくなっており、担い手不足が大きな課題となっています。住民や学校との連携を図るとともに、当該文化財を後世に伝え、後継者育成支援を進める必要があります。
- 郷土資料館は、老朽化等の経緯により2020年度に建物を解体し、2021年4月から中央公民館の2階中会議室にて展示業務を再開しています。歴史文化資料の収集・保存、調査・研究及び活用・普及を適切に行うことができる、文化のかおり高いまち・八街にふさわしい郷土資料館再興に向けて最適な環境・施設等を検討する必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
芸術文化に関するイベントの参加者数	3,301人	3,800人	芸術文化の鑑賞の機会を提供し、豊かな感性を育みます。
郷土資料館の来館者数・インターネット等による閲覧数	3,542人	4,106人	来館者数を増加させることにより、郷土を愛する心を育みます。

部門別計画

- 八街市史編さん長期計画

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.561	芸術文化活動の促進	ひと
方 針	市民が芸術文化の発表や鑑賞する機会の充実と、芸術文化団体などの活動支援を行い、市民による地域に根ざした芸術文化活動の促進に努めます。		
主な事業	● 芸術文化事業の充実 ● 芸術文化活動団体への支援		

施 策	NO.562	文化財の保護・継承	ひと
方 針	貴重な財産である文化財を保護するため、文化財保護意識の高揚を図るとともに、市民との協働による充実した文化財保護活動を実施します。また、市民の郷土意識を醸成するため、市史編さん事業、郷土資料館の充実・再興を推進します。		
主な事業	● 指定文化財の拡充と文化財保護意識の啓発 ● 郷土資料館の充実・再興 ● 市史編さん事業の推進		

市民・地域ができること

- 地域住民と協働で文化財の保存・活用に取り組むことにより、本市の文化や歴史を学び、理解を深める。
- 芸術文化活動に積極的に参加する。



千葉県誕生 150 周年記念事業
企画展「土に実りぬー八街の 150 年ー」



指定文化財「御成街道跡(風景谷の険)」

六の街 めざします！思いやりにあふれる街 (福祉分野)



- 地域の福祉力を高め、地域で支えあいながら、市民、民間、行政が連携して福祉の充実を推進していく街
- 誰もが互いに尊重しあい、社会参加することができる街

施策の大綱

1. 地域で支えあう福祉の推進
2. 生きがいに満ちた高齢者福祉の充実
3. ぬくもりのある障がい者福祉の充実

1. 地域で支えあう福祉の推進

主な担当課：社会福祉課



地域で安心して生活できるよう市民みんなで支えあう福祉のネットワークを構築します。
また、支援を必要とする世帯の自立を促進し、生活の安定に努めます。

現状と課題

- 本市では、少子高齢化や人口減少が進展し、家族構成や生活形態の変化など、社会構造の変化に伴う社会的孤立や経済的困窮といった新しい社会的リスクが増大し、地域の課題は複雑化・複合化しています。
- 多様化する福祉ニーズに対応するためには、民生委員ⁱ・児童委員ⁱⁱをはじめ、社会福祉協議会やボランティア団体など地域で活躍する人材や関係団体を支援するとともに、協働の体制や仕組みづくりを計画的に推進する必要があります。
- 社会環境の変化や高齢化の進行などにより、生活保護世帯や生活困窮者は増加の傾向にあります。支援を必要としている方に対して適切な対応に取り組むとともに、就労、自立の促進や貧困の連鎖の解消に向けた支援を充実する必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
民生委員・児童委員の充足率	95.7%	100%	区域内の市民が抱える不安の解消をめざします。
就労支援による生活保護延べ廃止件数	13 件	20 件	就労により自立した生活ができるように支援します。

部門別計画

- 八街市地域福祉計画・八街市地域福祉活動計画（第3次）（2024 年度～2028 年度）

ⁱ社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

ⁱⁱ地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。児童福祉法に基づき、全ての民生委員は児童委員を兼ねる。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.611	地域福祉の推進
方 針	地域で活躍する人材や関係団体などの福祉活動を支援するとともに、協働の体制や仕組みづくりを計画的に推進します。	
主な事業	● 民生委員、社会福祉協議会などへの活動支援 ● 地域福祉活動の育成・支援	

施 策	NO.612	生活の安定・自立への支援
方 針	支援を必要としている方に対し、個々の状況に応じた適切な対応を実施するとともに、就労や自立に向けた支援の充実を図ります。	
主な事業	● 生活保護の適切な実施 ● 生活困窮者への自立相談支援	

市民・地域ができること

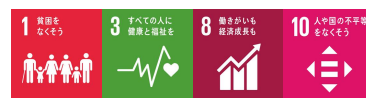
- 地域の福祉活動への理解を深め、積極的に参加する。
- 地域で困っている人がいたら、声掛けや関係機関に連絡する。



児童との話し合い

2. 生きがいに満ちた高齢者福祉の充実

主な担当課：高齢者福祉課



高齢者が生きがいを持ち、安心して元気に暮らせるよう、生きがいづくり、就労、介護保険サービスの充実などを図ります。

現状と課題

- 本市では、少子高齢化による高齢者人口の増加が進んでおり、社会環境などの変化により、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦の世帯数及び要支援ⁱ・要介護ⁱⁱ認定者数も増加傾向にあります。
- 高齢者が豊富な知識や経験を生かしながら活躍し、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、高齢者の交流や健康づくり活動などの生きがいづくり・社会参加への支援の充実が求められています。
- 高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加及び孤立化、認知症高齢者の増加など様々な問題への対応が必要となっています。行政や自治会などが事前に情報を把握できないケースもあることから、地域や関係事業者などとの連携を強化し、高齢者の日常生活の支援や見守りを充実していく必要があります。
- 介護が必要となる高齢者についても増加が見込まれ、適切な介護サービスを安心して受けることができる体制や支援、また、介護者を支援する取組も必要です。
- 医療や介護を要する状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各種サービスが包括的にかつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図る必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
老人福祉センター・南部老人憩いの家利用者数	19,520 人	19,820 人	高齢者の社会参加を促進します。
出張介護予防教室開催回数	336 回	375 回	市民全体の介護予防の取組の充実をめざします。

部門別計画

- 第10次八街市高齢者福祉計画（2024年度～2026年度）

ⁱ家事や身支度などの日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態。

ⁱⁱ寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.621	社会参加と生きがいづくりの支援	活躍
方 針	高齢者一人一人が、地域社会の一員として豊富な経験や持てる知識を生かし、生きがいを持って社会参加することができる環境づくりに努めます。		
主な事業	● 生きがい活動の充実 ● 生きがい活動の場の確保		

施 策	NO.622	介護保険サービスの充実
方 針	介護を必要とする高齢者が、それぞれの状況や希望に応じて必要なサービスを利用し、安心して暮らせるよう介護保険サービスの充実と適正化を図ります。	
主な事業	● 介護保険サービスの推進 ● 介護保険サービス基盤の整備 ● 情報提供の充実 ● 相談体制の充実 ● 介護サービスの質的向上	

施 策	NO.623	地域包括ケアシステムの推進	活躍
方 針	高齢者が病気や介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」を推進します。		
主な事業	● 在宅医療・介護の連携推進 ● 認知症施策の推進 ● 地域ケア会議の運営 ● 介護予防・生活支援サービスの推進 ● 支えあうための地域づくりの推進		

市民・地域ができること

- 高齢者自身が生きがいを持ち、積極的に社会参加するという意識を持つ。
- 地域で高齢者の見守りや支援を行う。



健康教室

3. めくもりのある障がい者福祉の充実

主な担当課：障がい福祉課



ノーマライゼーション理念の普及を推進し、市民の理解と地域での支えあいにより、障がいのある人の社会参加と自立を進めます。また、在宅サービスを充実し、地域での生活支援体制づくりを進めます。

現状と課題

- 障がいのある人がともに地域で生活することについて、市民の理解と地域の支えあいを深めるノーマライゼーションの理念の普及啓発や児童生徒への福祉教育を推進する必要があります。
- 障がいのある人について、就労支援するとともに就労する施設などの仕事の確保により、就労機会の拡充を図る必要があります。
- 障がいのある、なしに関わらず、日々の生活を送る上で、生活のしづらさを抱えている人について、地域の中で日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図る必要があります。また、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会の実現」に向けた取組が必要です。
- 障害福祉サービスは、利用者の希望などを考慮し、個々のケースに応じて必要とされる適切なサービスが求められています。また、障害福祉サービスの提供量の確保、質的向上とともに多様化するニーズに対応するための支援の充実が求められています。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
就労移行支援・就労継続支援事業所の数	12 か所	16 か所	就労機会の充実を図ります。
障害福祉サービスを活用した延べ利用人数	16,696 人	24,878 人	日常生活の支援、自立と社会参加の促進を図ります。

部門別計画

- 八街市障がい者基本計画（2021 年度～2026 年度）
- 第 7 期八街市障がい福祉計画（2024 年度～2026 年度）
- 第 3 期八街市障がい児福祉計画（2024 年度～2026 年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.631	自立と社会参加の促進	しごと 活躍
方 針	ノーマライゼーションの理念を普及啓発し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。また、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援に努めます。		
主な事業	● 啓発・広報の充実 ● 地域福祉活動の推進 ● 就労機会の拡充 ● 予防・発見・療育の充実		

施 策	NO.632	障がい者福祉サービスの充実	活躍
方 針	障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業について、計画的な基盤整備を推進します。		
主な事業	● 福祉サービスの充実 ● 経済的支援の充実 ● 外出・コミュニケーション支援の充実 ● 地域生活への移行の推進 ● 総合的な就労支援の推進		

市民・地域ができること

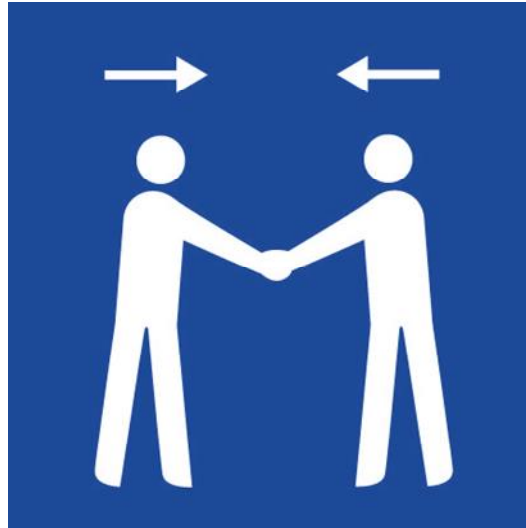
- 障がいのある人がともに地域で生活することについて、理解と地域の支えあいを深める。
- 障がいのある人との交流事業に積極的に参加する。



やちまたふくしフェスタ



七の街 めざします！市民に寄り添うやさしい街 (市民サービス分野)



- 市民ニーズを的確に把握し、効率的で利便性の高い窓口サービスが提供される街
 - 公平公正な税務行政を推進し、誰もが社会保険制度を利用できる街
-

施策の大綱

1. 窓口サービスの充実
2. 医療保険・国民年金事業の適正な運営
3. 納税の促進

1. 窓口サービスの充実

主な担当課：市民課



市民に最も身近である窓口業務の利便性と行政サービスの向上に努めます。

現状と課題

- 本市では、マイナンバー手続きにおけるタブレットの活用など電子化を推進しており、事務の効率化・簡素化を図る上で大きな成果を上げています。
- 窓口については、毎月最終日曜日に開庁しているほか、業務時間外の戸籍届出書受付所の設置や市民課窓口でパスポートの申請・受け取りを開始するなど市民の利便性向上を図っています。また、マイナンバーカードやスマホ用電子証明書を活用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービスや八街公式LINEによる証明書などのオンライン申請手続きを導入しており、今後も継続してICT（情報通信技術）やマイナンバーカードを活用した新たなサービスの提供について検討する必要があります。
- 窓口サービスは、市民にとって最も身近で市役所を代表するサービスといえます。市民と円滑なコミュニケーションや信頼関係を築くため、職員は適切な接遇に努める必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
オンラインによる手続きの 年間利用件数	3 件	250 件	オンラインで行える手続きを 拡大・促進し、利便性向上や窓 口での混雑緩和を図ります。
証明書のコンビニ交付利用 率	18.9%	50.0%	コンビニ交付を促進し、窓口 での混雑緩和を図ります。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.711	窓口サービスの向上	まち
方 針	市民にとって、効率的で利便性の高い窓口サービスの提供に努めます。また、市民と円滑なコミュニケーションや信頼関係を築くため、適切な接遇の向上に努めます。		
主な事業	● 窓口サービスの向上 ● ICTやマイナンバーカードなどの活用		

市民・地域ができること

- 証明書の交付について、窓口以外の方法を活用して混雑緩和に協力する。
- コンビニエンスストアでの証明書交付サービスなどの新たなサービスを積極的に利用する。



市民課窓口

2. 医療保険・国民年金事業の適正な運営

主な担当課：国保年金課



保険・年金事業の健全な運営を確保し、被保険者の社会保障及び保健の向上に努めます。

現状と課題

- 国民健康保険制度は、保険給付事業のほか、主に生活習慣病防止を目的とした特定健康診査を実施するなど健康の維持・増進に取り組んでいますが、事業の維持継続の観点からも適正な事業運営に努める必要があります。
- 国民年金制度の業務を適切に実施するとともに、社会保障制度としての理解を促し、制度の周知を図る必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
特定健康診査受診率	30.3%	44.0%	生活習慣病の予防をめざし、受診率の向上を図ります。
国民健康保険現年分収納率	88.0%	95.8%	国民健康保険事業の適正運営に必要な財源の確保を図ります。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.721	医療保険制度の適正な運営	活躍
方 針	保険給付事業や特定健康診査などを実施するほか、国民健康保険制度の適正な運営に努めます。		
主な事業	● 特定健康診査・特定保健指導の推進 ● 保険給付事業の実施 ● 国民健康保険事業の適正運営 ● 後期高齢者医療事業の適正運営		

施 策	NO.722	国民年金制度の推進
方 針	国民年金制度の業務を適切に実施するとともに、制度への理解と関心を高めるため、相談業務の充実や周知活動を推進します。	
主な事業	● 国民年金制度の業務の適切な実施 ● 国民年金制度への理解促進による未加入防止	

市民・地域ができること

- 国民健康保険制度、国民年金制度の趣旨を理解し、適正な納付を行う。
- 特定健康診査を受診し、生活習慣病を予防する。



納付が難しい場合は免除申請を。放置せず相談してください。

八街市 国保年金課



国民年金の啓発

3. 納税の促進

主な担当課：課税課・納税課



市税の適正な課税と徴収率の向上に努め、自主財源の確保を図ることで、質の高い市民サービスの提供に努めます。

現状と課題

- 本市の市税現年分収納率は、2018年度の97.1%と比較すると、2022年度現在、97.9%と向上していますが、千葉県平均99.1%と比較すると、依然低い傾向にあります。
- 市税は、福祉、教育、土木など様々な行政サービスの財源として、市民の暮らしを支えているため、収納率の向上に努める必要があります。
- 市税の納付方法として、市役所、金融機関、コンビニエンスストアや口座振替のほか、2022年1月よりスマートフォン決済アプリでの納付、2023年4月より納付書に印字されたQRコードを利用した納付といった新たな納付方法を導入しています。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
市税現年分収納率	97.9% (2022年度)	99.2%	自主財源となる市税の収納率の向上を図ります。
市税滞納繰越分収納率	20.5% (2022年度)	24.0%	自主財源となる市税の収納率の向上を図ります。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.731	納税の促進
方 針	自主財源の中心となる市税収入を確保するために、課税客体の適正な把握に努めるとともに、収納率の向上に努めます。	
主な事業	● 納税事務の適切な実施 ● 租税教育の推進	

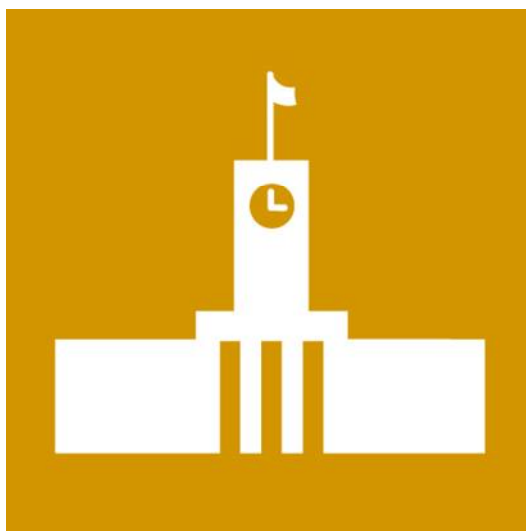
市民・地域ができること

- 市税の使途について関心を持つ。
- 納税義務について理解するとともに、納期内納付を遵守する。



令和5年度市税等納税啓発ポスター

八の街 めざします！とものつくる持続可能な街 (協働・自治・行財政分野)



- 限りある財源を有効活用し、市民ニーズに対応した効果的な行財政運営を進める街
- 幅広い情報を発信し、行政の透明性が高く、内外問わず魅力を感じる街
- 様々な活動主体が活躍し、連携・協力してまちづくりに参画する街

施策の大綱

1. 協働と地域自治の推進
2. 多様性の尊重
3. 市民と行政の情報の共有
4. 電子自治体の推進
5. 市の魅力発信
6. 持続可能な行財政運営

1. 協働と地域自治の推進

主な担当課：市民協働推進課



様々な活動主体との協働によるまちづくりを推進するとともに、地域の自治意識を高め、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりに努めます。

現状と課題

- 少子高齢化・人口減少が進む中で、持続可能なまちづくりの実現には、自助(市民)、共助(地域)、公助(行政)の考えのもと、様々な活動主体が分野や世代を横断して連携・協力する協働の推進が重要です。
- 協働に対する意識の醸成を促すとともに、市民と行政がお互いの立場や役割、責任について理解、尊重し、情報や課題、目的を共有化できる環境整備を推進する必要があります。
- 市民の行政参加を推進するほか、地域課題を市民自身が当事者の課題として捉え、市民同士の連携・協力により課題解決に取り組む、市民主体のまちづくりも活性化させる必要があります。
- コミュニティ活動は、環境美化、社会教育、防犯・防災、福祉など多岐にわたっており、住み続けたいまちを形成するために重要な役割を担っています。その活動が活発に行われるためには、その地域に住む市民の理解を深め、積極的な参加を促進する必要があります。
- 人口減少、生活様式の変化、価値観の多様化、単身世帯や核家族化の進行などにより、地域のつながりが希薄化し、相互扶助の意識と機能が低下しつつあります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
協働のまちづくりコーディネーターが収集した地域資源の件数	101 件	150 件	まちづくりに生かせる地域資源（ひと・お金・モノ・情報）を発掘・育成し、有効活用するための場や機会を増やします。
協働のまちづくりコーディネーターが提供した地域資源の件数	10 件	20 件	

部門別計画

- 第2次八街市協働のまちづくり推進計画（2022 年度～2026 年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.811	協働と地域自治の推進	まち
方 針	市民と行政の協働によるまちづくりの環境整備と仕組みづくりを推進します。また、市民の行政参加を推進するとともに、地域自治の活動を支援し、連携・協力して地域課題に取り組む協働事業の拡充を図ります。		
主な事業	● 情報共有の推進 ● 地域資源の活用 ● 地域自治の推進 ● 行政参加の推進 ● 地域課題に取り組む人材の育成 ● 庁内体制の整備		

市民・地域ができること

- 協働によるまちづくりについて理解を深め、まちづくりの当事者として行政参加する。
- 地域で行うコミュニティ活動に積極的に参加する。



コーディネーターの活動拠点
「協働のまちづくりPiT」



協働のまちづくりセミナー

2. 多様性の尊重

主な担当課：企画政策課



年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる社会づくりを推進します。

現状と課題

- 社会情勢の変化、価値観やライフスタイルの多様化などが進んでおり、年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現に取り組むことが重要となっています。
- 少子高齢化、人口減少、雇用形態の多様化など社会情勢が大きく変化する中、活力ある社会形成をしていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が一層重要となっています。
- 成田国際空港と近接している地域特性や外国人労働者の増加などの影響に伴い、本市に居住する外国人の数は、2020年の2,605人から2023年には3,128人と大幅に増加しています。
- 本市は、中華人民共和国山東省濰坊市と友好関係都市を締結し、現在は国際交流団体を通して継続的な交流活動を実施しています。
- 様々な分野で国際化が急速に進展する中、言葉や文化の違いを超えて、相互に理解し合う多文化共生への取組が求められています。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
審議会などにおける女性委員の割合	19.7%	28.0%	様々な場での女性の活躍を推進します。
市民交流活動への支援	1回	→	市民団体、企業等の主体的な交流活動に対して、各種情報の提供等の支援を行います。

部門別計画

- 第3次八街市男女共同参画計画（2022年度～2026年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施策	NO.821	男女共同参画の推進	活躍
方針	人権尊重、男女平等の意識づくりやあらゆる場における男女共同参画の環境づくりの推進などにより、誰もが活躍できる地域社会の実現に努めます。また、ドメスティック・バイオレンス被害に対する相談や緊急避難などの支援を強化するとともに、あらゆる暴力根絶の推進に努めます。		
主な事業	● 男女共同参画社会の意識の醸成 ● ドメスティック・バイオレンス防止対策及び被害者への支援の強化		

施策	NO.822	国際交流・多文化共生の推進
方針	国際交流団体と連携して友好関係都市などとの国際交流を図ります。また、多言語による生活情報や行政情報の提供を充実するなど外国人の暮らしやすい環境づくりを推進します。	
主な事業	● 多言語対応の環境づくり	

施策	NO.823	多様性意識の醸成
方針	一人一人が互いに認め合い、ともに生きていくという意識の醸成に努めます。	
主な事業	● 多様性を尊重する意識の醸成	

市民・地域ができること

- 一人一人が様々な違いがある個人であることを理解し、尊重し合う。
- 男女共同参画について関心を持ち、理解を深める。
- 異なる文化への関心を持ち、理解を深める。

やちまた男女共同参画だより

Vol.20

SOGI（ソギノソジ）やLGBT（エルジービーティー）などは多様な性を表す言葉です。SOGIは性的指向・性自認（Sexual Orientation・Gender Identity）の頭文字をとった言葉です。性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。

LGBTとは、以下の表にある性的指向と性自認の一部を表す言葉の頭文字をとった言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉として使われることもあります。

Sexual Orientation（性的指向）	Lesbian（レズビアン） —同性を恋愛や性愛の対象とする女性 Gay（ゲイ） —同性を恋愛や性愛の対象とする男性 Bisexual（バイセクシュアル） —同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人
Gender Identity（性自認）	Transgender（トランスジェンダー） —出生時の戸籍上の性と異なる性自認を有する人

LGBTにQuestioning（クエスチョニング）などを表す「Q（自分の性を決められない、決めない、わからない人）」を加えたLGBTQ（エルジービーティーキュー）という言葉が使われることもあります。

「みんなに知ってもらいたい」性の多様性

千葉県では、人権ユニバーサル事業で啓発パンフレット「みんなにとってもらいたい性の多様性」を「生活・法律編」、「医療編」、「教育編」の3つに分けて発行しています。内容は、性には少なくとも4つの側面があること、性的少数者は身近にいるが打ち明けられていないことが多いこと、性的少数者が日常で抱える困難、私たちにできること、相談先などがわかりやすくまとめられています。

性のあり方は、男性・女性だけでなく多様なものです。お互いに理解を深めながら認め合い一人ひとりの個性を大切にしていきたいと思います。

やちまた男女共同参画だより

Vol.26

デートDVって？

デートDVは、カップル間で起こる暴力のことです。「愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然」と考え、コントロールしようとする振舞いや行動のことともいいます。強さ、強さだけが暴力ではありません。暴力の種類はさまざまです。どの暴力にもこころから痛みを伴います。

暴力にはさまざまな種類があります。あなたが「ちょっと被害者は・・・」と思っていることも暴力かもしれません。	
精神的な暴力	身体的な暴力
■大声で怒鳴る・バカにする ■交友関係を制限する ■監視をする ■行動を監視・制限する ■メール等をチェックする 等	■殴る・たたく・蹴る ■腕をつかむ・ひねる ■髪を引っ張る ■物を投げつける ■刃物などを突きつける 等
経済的な暴力	性的な暴力
■デート費用を全く払わない ■借りたお金を返さない ■家で働かせない・仕事を辞めさせる ■生活費を減さない ■貯金を勝手に使う 等	■性行為を強要する ■裸にしない ■親しくお付き合いしながら強要する ■嫌がっているのに責めを繰り返す ■中絶を強要する 等

相談窓口

恋人からの暴力は、自分たちで解決するのはとても難しい問題です。一緒に考えてくれる専門の相談窓口があります。プライバシーは守られますので、安心して相談してください。

DV相談ナビ #8008

やちまた男女共同参画だより

3. 市民と行政の情報の共有

主な担当課：秘書広報課



情報化に対応し、市民にわかりやすい情報提供と市民の意見を的確に行政に反映させていく広報広聴活動を推進します。

現状と課題

- 市民の信頼や理解を得ながら市民とともに行政運営を行うためには、積極的に情報を提供するとともに、市民の声を的確に捉え、市政に生かしていくことが必要となります。
- 市が発信する情報は、行政情報や、社会生活に必要な情報、災害情報などの生命に関わる情報など、多岐にわたり、どのような情報であっても、対象となる方々に確実に、わかりやすく伝えることが必要となります。
- 市から発信する情報には、読んで（見て）もらう工夫やアクセシビリティへの配慮（情報に接するための障壁をなくす配慮）が必要となります。
- 本市では、広報媒体の中心となる「広報やちまた」を発行していますが、広報紙を折り込んでいた新聞購読者数は減少傾向となっています。このような状況等の変化を踏まえ、「伝わる」情報を発信していくため、広報紙、マスメディア、SNSⁱ、スマートフォンのアプリケーションなども活用するなど、多様な媒体を効果的に組み合わせながら情報を発信していく取り組みが求められています。
- 市が保有するデータを二次利用しやすい形で公開するオープンデータⁱⁱの取り組みを推進することで、地域の課題解決や民間事業者などによる新たな価値の創造につなげていく必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
公式ホームページに関する市民満足度	30.0%	50.0%	市ホームページの充実により、市民生活における利便性の向上を図ります。
オープンデータの公開件数	23 件	↗	行政の透明性及び行政に対する信頼を高めます。

ⁱ文章や写真、動画などで自分を表現したり、他者とコミュニケーションするサービスのこと。

ⁱⁱ行政機関などが保有する公共データを機械判読に適したデータ形式で、かつ誰もが二次利用を可能とするルールによって公開されたデータ。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施策	NO.831	広報・広聴の充実	ひと
方針	情報発信の目的、ターゲット、時期を見定めた上で、それぞれに適した広報媒体や手段を選択して発信し、適切かつ効果的な広報を展開することで、誰一人取り残さない広報活動の推進に努めます。また、複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民ニーズに対応した行政運営を行うため、広聴活動の充実に努めます。		
主な事業	● 広報活動の充実 ● 広聴活動の充実		

市民・地域ができること

- 市政に関心を持ち、自ら積極的に市の広報媒体から情報収集を行う。
- 発信する情報に対して、積極的に意見を述べる。



八街市ホームページ

4. 電子自治体ⁱの推進

主な担当課：システム管理課



電子自治体の構築を進め、市民生活の利便性と行政サービスの向上に努めます。

現状と課題

- 新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに適正に対応し、行政の効率化及びサービス向上への取組として、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用などによる電子自治体の推進が期待されています。
- 本市では、2023年に「八街市DX推進計画」を策定し、課題等に対するデジタル技術の活用を効果的・効率的に推進することで、市民の利便性向上、行政事務の効率化、地域社会の活性化を目指しています。
- ＩＣＴが発達する一方、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化しています。個人の権利と利益を保護するため、情報セキュリティポリシーに基づき、市の保有する個人情報に適正に取り扱う必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
行政手続きにおける電子申請サービス数	40件	200件	電子自治体の構築を進め、市民生活の利便性と行政サービスの向上を図ります。
情報セキュリティーに関する職員研修の受講修了者割合	50.1%	100%	職員の知識を向上させることにより、市全体のセキュリティーレベルの向上を図ります。

部門別計画

- 八街市DX推進計画（2023年度～2025年度）

ⁱ様々な行政手続について、ＩＣＴ（情報通信技術）を有効活用して住民利便性の向上や行政運営の効率化・高度化を実現する取組。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.841	電子自治体の推進
方 針	各行政分野の電子化を計画的に進め、事務の効率化・簡素化及び市民サービスの向上を図ります。また、情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の適正管理に努めます。	
主な事業	● 電子自治体推進に向けた環境整備 ● 個人情報の適正管理	

市民・地域ができること

- マイナンバーカードを取得・活用する。
- 電子化された行政サービスを積極的に利用する。

スマート市役所 始まっています



八街市では、LINE 公式アカウントを利用して
手続きの予約や、イベントの申し込みなど、
自宅にしながら申請ができます。

できること

- ①申請・申込（住民票・税証明書申請など）
- ②予約（確定申告相談・窓口予約など）
- ③子育て（健康・育児相談）
- ④犬の申請（犬に関する届け出）
- ⑤ごみ（収集日の通知設定や粗大ごみの申込）

※できることは今後も増えていきます。



八街市
LINE 公式アカウント

まずは「友だち登録」

↓

「受信設定」

令和4年3月1日から運用を開始した市公式LINE

5. 市の魅力発信

主な担当課：企画政策課



若者・子育て世代の移住・定住を促進するため、市の魅力を発信するシティプロモーションⁱを推進します。

現状と課題

- 各自治体の実施する政策や経営、まちづくりの手法について、若者や子育て世帯の関心が高まり、移住・定住を促進する自治体間競争の激しさが増えています。
- 本市の持つ魅力や地域資源を効果的に広く内外に発信するため、ソーシャルメディアⁱⁱの活用などにより、様々な主体がシティプロモーションを推進し、移住・定住の促進や「やちまた」ファンづくりに取り組む必要があります。
- まちの魅力を発信する市民を増やし、それぞれの取組が連鎖していくような情報発信の工夫が求められています。
- シティプロモーションには、外側(市民以外)に向けたものと内側(市民)に向けたものがあり、外側に向けた、「移住」や「関係人口」、「観光交流」の促進、内側に向けた、地域への誇りと愛着であるシビックプライドの醸成による「定住」につながる取組が必要です。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
シティプロモーションの実施日数（特産品PR・移住定住相談会等）	41 日	↗	八街市の魅力を効果的に発信し、移住定住を図ります。
ふるさと納税件数	5,460 件	8,000 件	八街市の魅力を発信し、多くの方々からの応援寄付を募ります。

部門別計画

- 第3次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2025年度～2029年度）
- 八街市まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン（2015年～2060年）

ⁱ街の魅力の見える化、イメージアップや情報発信力の向上により、定住人口や観光客を増やし街の活性化を図ろうとする取組。

ⁱⁱ誰もが参加できる広範的な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計されたメディア。代表的なものとして、SNSや動画共有サイト等がある。

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.851	シティプロモーションの推進	ひと	活躍
方 針	特産品のPRやふるさと納税の推進など市の魅力発信によるシティプロモーションを推進し、移住・定住の促進、「やちまた」ファンづくりに取り組みます。			
主な事業	● シティプロモーションの推進 ● 移住・定住の推進 ● ふるさと納税の推進 ● 結婚を希望する若者への支援			

市民・地域ができること

- 地域への誇りと愛着を持つ。
- 本市の持つ魅力について、積極的に発信、拡散する。



八街市移住定住・観光ガイドブック「八街物語/Enjoy!Yachimata」

6. 持続可能な行財政運営

主な担当課：総務課・企画政策課・財政課



人口減少社会が進行する中であっても、将来世代へ大きな負担を強いることがないように、持続可能な行財政運営の実現をめざします。

現状と課題

- 少子高齢化や人口減少の進展により、市税収入の減少が予測される中で社会保障経費が増加していくことに加え、大規模災害や感染症などのリスク増大、デジタル化、価値観の多様化への対応など行政ニーズは増加の一途をたどっており、これまで以上に厳しい財政状況となることが見込まれるため、効果的で効率的な行財政運営が求められています。
- 社会経済の変化と共に行政に対するニーズが多様化していく中で、そのニーズを適切に捉え、円滑な行財政運営を行うことができる組織体制と、市民の期待に応えられる能力を持ち、信頼される職員の人材育成が必要とされています。
- 昭和50年代から60年代にかけて建設された公共施設は、一斉に更新時期を迎えており、その修繕や改修には多額の費用が見込まれるため、長寿化への対応を計画的に行うことが必要です。また、人口減少の進展や多様化する市民ニーズなど社会情勢や時代の変化に対応した公共施設が求められていることから、施設等の整備や管理、有効活用などの方向性や具体的な取り組みについて、考え実践していくことが必要となっています。
- 本市では、広域行政として周辺自治体と連携を図りながら、一部事務組合において上水道、し尿処理、消防などを共同事業として実施しています。広域行政の推進により、周辺自治体との均衡ある発展をめざすとともに、共同処理による行財政運営の効率化を図る必要があります。

施策の指標

指標の名称	現状値 (2023 年度)	めざそう値 (2029 年度)	めざす方向性
経常収支比率	94.8% (2022 年度)	現状値△2%	経常的収入の確保、歳出の削減により、財政構造の弾力化を図ります。
職員1人当たりの研修受講数	1.65 回	2.30 回	社会経済の変化や行政ニーズに適正に対応するため、職員の資質向上を図ります。

部門別計画

- 八街市行財政改革プラン 2025（2025 年度～2029 年度）
- 八街市公共施設等総合管理計画（2017 年度～2056 年度）

行政がすること（前期基本計画期間の取組）

施 策	NO.861	効果的で効率的な行財政運営の推進	まち
方 針	事務の適正な執行を確保しつつ、経営資源（ヒト・カネ・モノ・情報）の最適化や最大限に活用するための仕組みを構築することで、効果的で効率的な行財政運営を推進します。		
主な事業	● 適正な事務の執行 ● 総合計画の進行管理 ● 行財政改革プランの進行管理 ● 行政評価の推進		

施 策	NO.862	適正な定員管理と職員・組織力の強化
方 針	本市の実情に合った適正な職員数の確保をめざします。また、行政に対するニーズを見定めた適正な職員配置を行いながら、職員が組織を成長させ、組織が職員を成長させる「人材育成と組織力強化の好循環」を推進します。	
主な事業	● 計画的な職員の確保 ● 戦略的な人事管理 ● 良好な職場環境の整備 ● 求められる役割と能力向上に向けた職員研修の推進	

施 策	NO.863	公共施設等の適正管理及び有効活用の推進
方 針	財政負担の低減・平準化を図るため、公共施設の適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。また、社会情勢の変化による、将来に向けて必要な公共施設及び市民サービスを確保するため、市が保有または管理している公共施設等が持つ経済性を最大限発揮するよう、有効活用を進めます。	
主な事業	● 公共施設等総合管理計画の進行管理 ● 市有財産の適正な管理 ● 市有財産の利活用	

施 策	NO.864	広域行政の推進	まち
方 針	周辺自治体と連携し、共同処理が可能な事務事業について一部事務組合における共同事業化を推進することにより、行財政運営の効率化及び周辺自治体との均衡ある発展を図ります。		
主な事業	● 共同処理による事務の効率化		

市民・地域ができること

- 行財政運営に関心を持ち、理解を深め、適正に行われるかを注視し、提案・提言を行う。
- 行政サービスに関する受益者負担¹の考え方について理解を深める。

¹特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもの。



八街市役所